

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成29年10月
(第2回訂正分)

株式会社 S K I Y A K I

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売
価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成29年10月18日に
関東財務局長に提出し、平成29年10月19日にその届出の効力は生じております。

- 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由
平成29年9月21日付をもって提出した有価証券届出書及び平成29年10月6日付をもって提出した有価証券届出書
の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集160,000株の募集の条件及びブックビルディ
ング方式による売出し337,400株（引受人の買取引受による売出し272,600株・オーバーアロットメントによる売
出し64,800株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成29
年10月17日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしまし
たので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。
- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記してありま
す。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

2. 当社は、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1
募集要項」において「引受人」という。）に対し、上記引受株式数のうち、3,100株を、福利厚生を目的
に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。引受人に対し要請
した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4.
親引け先への販売について」をご参照下さい。
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規
則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）
であります。

2【募集の方法】

平成29年10月17日に決定された引受価額（3,128円）にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異
なる価額（発行価格3,400円）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価
額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引
受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規
則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格
に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をい
う。）により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「242,880,000」を「250,240,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「242,880,000」を「250,240,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。
5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの

条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）1.」を「3,400」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1.」を「3,128」に訂正

「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）3.」を「1,564」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）4.」を「1株につき3,400」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定に当たりましては、仮条件（3,200円～3,400円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、3,400円と決定いたしました。

なお、引受価額は3,128円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（3,400円）と会社法上の払込金額（2,720円）及び平成29年10月17日に決定された引受価額（3,128円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は1,564円（増加する資本準備金の額の総額250,240,000円）と決定いたしました。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき3,128円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。（略）

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、平成29年10月25日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき3,128円）を払込むことといたします。

3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき272円）の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と平成29年10月17日に元引受契約を締結いたしました。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「485,760,000」を「500,480,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「476,760,000」を「491,480,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額491,480千円については、「1 新規発行株式」の（注）4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限201,894千円と合わせた手取概算額合計上限693,374千円について、SKIYAKI EXTRAを中心とした自社サービスシステムの機能追加開発に係る開発者の人件費に228,074千円、当該開発者の採用費及び教育研修費に43,800千円、従業員数の増加に伴う本社移転費用に136,000千円、当社事業と親和

性が高く、シナジー効果が見込める企業との資本提携・出資に285,500千円を充当する予定であります。

具体的な充当時期は、自社サービスシステムの機能追加開発に係る開発者の人件費については、平成30年1月期に25,000千円、平成31年1月期に72,000千円、平成32年1月期に131,074千円を予定しており、当該開発者の採用費及び教育研修費については、平成30年1月期に7,200千円（採用費）、平成31年1月期に15,000千円（採用費12,000千円、教育研修費3,000千円）、平成32年1月期に21,600千円（採用費16,000千円、教育研修費5,600千円）を予定しております。

本社移転費用については、平成30年1月期に80,000千円（敷金の差入による支出44,321千円、移転及び原状回復に係る費用9,200千円、新オフィス内装工事費用等10,230千円、支払賃借料増額に係る費用16,249千円）、平成31年1月期及び平成32年1月期にそれぞれ28,000千円（支払賃借料増額に係る費用）を予定しております。

資本提携・出資については、平成30年1月期において、コンサート・イベント制作事業を営む企業との資本提携に係る出資（株式取得費用）として85,500千円、平成31年1月期において、漫画、アニメ等に関連するWebサービス事業を営む企業との資本提携に係る出資（株式取得費用）として100,000千円、平成32年1月期において、オンデマンドグッズ製作事業を営む企業との資本提携に係る出資（株式取得費用）として100,000千円を予定しております。

なお、増資資金については、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成29年10月17日に決定された引受価額（3,128円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格3,400円）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「899,580,000」を「926,840,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「899,580,000」を「926,840,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。
4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（2）【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.（注）2.」を「3,400」に訂正
「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「3,128」に訂正
「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1株につき3,400」に訂正
「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3.」を「（注）3.」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。
3. 元引受契約の内容
金融商品取引業者の引受株数 いちよし証券株式会社 272,600株
引受人が全株買取引受を行います。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき272円）の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と平成29年10月17日に元引受契約を締結いたしました。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「213,840,000」を「220,320,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「213,840,000」を「220,320,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、いちよし証券株式会社が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

(注) 5. の全文削除及び6. の番号変更

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1.」を「3,400」に訂正

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)1.」を「1株につき3,400」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成29年10月17日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社Ararik（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年9月21日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式64,800株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 64,800株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき2,720円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	<u>増加する資本金の額 101,347,200円（1株につき金1,564円）</u> <u>増加する資本準備金の額 101,347,200円（1株につき金1,564円）</u>
(4)	払込期日	平成29年11月21日（火）

(注) 割当価格は、平成29年10月17日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額(3,128円)と同一であります。

(以下省略)

3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成30年4月23日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

<欄内の記載の訂正>

「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：「未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、10,000株を上限として、平成29年10月17日（発行価格等決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式 3,100株」に訂正

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、平成29年10月17日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格 (3,400円)と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

<欄外注記の訂正>

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年10月6日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成29年10月
(第1回訂正分)

株式会社 S K I Y A K I

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成29年10月6日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成29年9月21日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集160,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成29年10月5日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し337,400株（引受人の買取引受による売出し272,600株・オーバーアロットメントによる売出し64,800株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項並びに「第二部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 5 役員 の状況」、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等(1) コーポレート・ガバナンスの状況」、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 1 第三者割当等による株式等の発行の内容」の記載内容の一部を訂正するため、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 2 取得者の概況」及び「第四部 株式公開情報 第3 株主の状況」の記載内容に変更が生じたため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4. 親引け先への販売について」、「5. 子会社の取得について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

2. 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）に対し、上記引受株式数のうち、10,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、平成29年9月21日開催の取締役会において、いちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式64,800株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. 5. の番号変更

2【募集の方法】

平成29年10月17日に決定される予定の引受価額にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成29年10月5日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（2,720円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「462,400,000」を「435,200,000」に訂正
「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「250,240,000」を「242,880,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「462,400,000」を「435,200,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「250,240,000」を「242,880,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

- 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
- 仮条件（3,200円～3,400円）の平均価格（3,300円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は528,000,000円となります。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「2,720」に訂正

<欄外注記の訂正>

- 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
仮条件は、3,200円以上3,400円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年10月17日に引受価額と同時に決定する予定であります。
需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。
①ファンクラブなどの既存サービスに加えて、新たなコンテンツや技術革新に関連する事業領域への応用が可能で、高い成長が見込まれる。
②独自のワンストップ・ソリューションプラットフォームの活用により、幅広く新規アーティストを獲得している。
③大型アーティストへのサービス開始などのスポット要因で業績が変動する点は中長期的に慎重に見るべき。
以上の評価に加え、類似会社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は3,200円から3,400円の範囲が妥当であると判断いたしました。
- 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（2,720円）及び平成29年10月17日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 引受価額が会社法上の払込金額（2,720円）を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「いちよし証券株式会社82,500、岡三証券株式会社17,300、極東証券株式会社12,900、マネックス証券株式会社12,900、東洋証券株式会社8,600、株式会社SBI証券8,600、水戸証券株式会社8,600、エイチ・エス証券株式会社4,300、エース証券株式会社4,300」に訂正

<欄外注記の訂正>

- 上記引受人と発行価格決定日（平成29年10月17日）に元引受契約を締結する予定であります。
- 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「500,480,000」を「485,760,000」に訂正

「差引手取概算額(円)」の欄：「491,480,000」を「476,760,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(3,200円～3,400円)の平均価格(3,300円)を基礎として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額476,760千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限195,932千円と合わせた手取概算額合計上限672,692千円について、SKIYAKI EXTRAを中心とした自社サービスシステムの機能追加開発に係る開発者の人件費に207,392千円、当該開発者の採用費及び教育研修費に43,800千円、従業員数の増加に伴う本社移転費用に136,000千円、当社事業と親和性が高く、シナジー効果が見込める企業との資本提携・出資に285,500千円を充当する予定であります。

具体的な充当時期は、自社サービスシステムの機能追加開発に係る開発者の人件費については、平成30年1月期に25,000千円、平成31年1月期に72,000千円、平成32年1月期に110,392千円を予定しており、当該開発者の採用費及び教育研修費については、平成30年1月期に7,200千円(採用費)、平成31年1月期に15,000千円(採用費12,000千円、教育研修費3,000千円)、平成32年1月期に21,600千円(採用費16,000千円、教育研修費5,600千円)を予定しております。

本社移転費用については、平成30年1月期に80,000千円(敷金の差入による支出44,321千円、移転及び原状回復に係る費用9,200千円、新オフィス内装工事費用等10,230千円、支払賃借料増額に係る費用16,249千円)、平成31年1月期及び平成32年1月期にそれぞれ28,000千円(支払賃借料増額に係る費用)を予定しております。

資本提携・出資については、平成30年1月期において、コンサート・イベント制作事業を営む企業との資本提携に係る出資(株式取得費用)として85,500千円、平成31年1月期において、漫画、アニメ等に関連するWebサービス事業を営む企業との資本提携に係る出資(株式取得費用)として100,000千円、平成32年1月期において、オンデマンドグッズ製作事業を営む企業との資本提携に係る出資(株式取得費用)として100,000千円を予定しております。

なお、増資資金については、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「926,840,000」を「899,580,000」に訂正

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「926,840,000」を「899,580,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 売出価額の総額は、仮条件(3,200円～3,400円)の平均価格(3,300円)で算出した見込額であります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「220,320,000」を「213,840,000」に訂正

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「220,320,000」を「213,840,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

5. 売出価額の総額は、仮条件(3,200円～3,400円)の平均価格(3,300円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社Ararik（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年9月21日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式64,800株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 64,800株
(2)	募集株式の払込金額	<u>1株につき2,720円</u>
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）
(4)	払込期日	平成29年11月21日（火）

（注） 割当価格は、平成29年10月17日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

（注） 1. の全文及び 2. の番号削除

（以下省略）

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	<u>SKIYAKI従業員持株会（理事長 三好 竜太） 東京都渋谷区桜丘町15番14号</u>
b. 当社と親引け先との関係	<u>当社グループの従業員持株会であります。</u>
c. 親引け先の選定理由	<u>当社グループの従業員の福利厚生のためであります。</u>
d. 親引けしようとする株式の数	<u>未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、10,000株を上限として、平成29年10月17日（発行価格等決定日）に決定される予定。）</u>
e. 株券等の保有方針	<u>長期保有の見込みであります。</u>
f. 払込みに要する資金等の状況	<u>当社は払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。</u>
g. 親引け先の実態	<u>当社グループの従業員で構成する従業員持株会であります。</u>

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格等決定日（平成29年10月17日）に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式 数の割合 (%)	本募集及び引 受人の買取引 受による売出 し後の所有株 式数(株)	本募集及び引受 人の買取引受に よる売出し後の 株式総数に対す る所有株式数の 割合(%)
カルチュア・コンビニエ ンス・クラブ株式会社	大阪府大阪市北区梅田二 丁目5番25号	966,000	50.21	966,000	46.36
株式会社Ararik	東京都渋谷区代官山町17 番1号	230,000	11.95	210,000	10.08
松嶋 良治	東京都渋谷区	114,000	5.93	114,000	5.47
宮瀬 卓也	東京都渋谷区	110,000 (20,000)	5.72 (1.04)	110,000 (20,000)	5.28 (0.96)
豊田 洋輔	東京都千代田区	34,000 (4,000)	1.77 (0.21)	34,000 (4,000)	1.63 (0.19)
株式会社portas	東京都目黒区東山三丁目 1番4-301号	34,000	1.77	30,000	1.44
戸崎 勝弘	東京都目黒区	30,600 (600)	1.59 (0.03)	25,600 (600)	1.23 (0.03)
木村 敏彦	東京都港区	40,000	2.08	20,000	0.96
合同会社ワイズパート ナーズ	東京都世田谷区喜多見四 丁目28番13号	20,000	1.04	20,000	0.96
那須 淳	東京都渋谷区	20,000	1.04	18,000	0.86
株式会社アミューズ	東京都渋谷区桜丘町20番 1号	140,000	7.28	—	—
株式会社ビーイング	東京都港区六本木五丁目 2番2号	75,000	3.90	—	—
計	—	1,793,600 (24,600)	93.23 (1.28)	1,547,600 (24,600)	74.27 (1.18)

- (注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年9月21日現在のものであります。
2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年10月6日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け(10,000株を上限として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容
該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項
該当事項はありません。

5. 子会社の取得について

当社は、平成29年9月29日付で子会社を取得しており、当該子会社の概要は以下のとおりです。

商号	株式会社リアニメーション
本店の所在地	東京都中野区中野四丁目10番1号中野セントラルパークイースト1階ICTC0内No.14
代表者の氏名	杉本 真之
資本金の額	2,000千円
事業の内容	イベント・コンサートの企画・制作事業
子会社取得の目的	業務提携強化のため
子会社取得の対価の額	19,600千円

第二部【企業情報】

第2【事業の状況】

4【事業等のリスク】

(3) その他のリスク

④ 親会社グループとの関係について

イ CCCグループとの役員の兼務関係について

<欄内の記載の一部削除>

「菅沼 博道」の「CCCグループにおける役職」の欄：「株式会社パワートゥザピープル 取締役」を削除

第4【提出会社の状況】

5【役員の状況】

<欄内の記載の訂正>

「菅沼 博道」の「略歴」の欄：

「平成27年7月 株式会社パワートゥザピープル取締役就任（現任）」を「平成27年7月 株式会社パワートゥザピープル取締役就任」に訂正

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

前略

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、（中略）を目的とするものであります。

⑫ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
1銘柄 30,000千円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
前事業年度
該当事項はありません。

当事業年度

特定投資株式

<u>銘柄</u>	<u>株式数（株）</u>	<u>貸借対照表計上額</u> <u>（千円）</u>	<u>保有目的</u>
<u>2501株式会社</u>	<u>750</u>	<u>30,000</u>	<u>業務提携のため</u>

第四部【株式公開情報】

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
	(省略)		
発行価格	7,000円 (注) <u>4.</u>	7,000円 (注) <u>4.</u>	7,000円 (注) <u>4.</u>
	(省略)		
保有期間等に関する確約	二	二	二

項目	新株予約権④	新株予約権⑤	新株予約権⑥
	(省略)		
発行価格	7,000円 (注) <u>4.</u>	12,300円 (注) <u>4.</u>	12,300円 (注) <u>4.</u>
	(省略)		
保有期間等に関する確約	(注) <u>3.</u>	(注) <u>2.</u>	(注) <u>3.</u>

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

(1) (略)

(2) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権（会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。）の割当て（募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権（同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。）の割当てを含む。以下同じ。）を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権（行使等により取得する株式等を含む。）の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされており。

(3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとします。

(4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成29年1月31日であります。

3. 同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた新株予約権（以下「割当新株予約権」という。）を原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。

4. 発行価格は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

5. 第5回新株予約権(A)については、退職等により従業員12名380株分の権利が喪失しております。

6. 平成29年4月28日開催の取締役会決議により、平成29年6月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。

7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

(以下省略)

(注) 1 (2)、(3)、3. 4. 5. 6の番号変更及び1 (2)、3. の注記追加

2【取得者の概況】

第6回新株予約権（ストック・オプション）平成29年1月27日の取締役会決議

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
		(省略)			
鈴木 和菜	神奈川県川崎市宮前区	会社員	5	61,500 (12,300)	当社の従業員
田村 兵庫	東京都世田谷区	会社員	5	61,500 (12,300)	当社の従業員
		(省略)			

(注記省略)

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 (注) 1. 2.	大阪府大阪市北区梅田二丁目5番25号	966,000	50.21
株式会社Ararik (注) 1. 5.	東京都渋谷区代官山町17番1号	230,000	<u>11.96</u>
株式会社アミューズ (注) 1.	東京都渋谷区桜丘町20番1号	140,000	7.28
	(省略)		
鈴木 和菜 (注) 6.	神奈川県川崎市宮前区	100 (100)	0.01 (0.01)
田村 兵庫 (注) 6.	東京都世田谷区	100 (100)	0.01 (0.01)
	(省略)		
計	—	<u>1,923,800</u> <u>(88,800)</u>	100.00 (4.62)

(注) 1. ~ 8. (省略)

9. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

10. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

11. 宮瀬卓也は、株式会社Ararikへの平成29年3月31日付での株式譲渡により、本書提出日現在、主要株主ではなくなりました。また、当該移動により株式会社Ararikが新たに主要株主となっております。

(注) 9. の全文削除及び10. 11. 12. の番号変更



新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成 29 年 9 月

株式会社 SKIYAKI

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式462,400千円（見込額）の募集及び株式926,840千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式220,320千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成29年9月21日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社SKIYAKI

東京都渋谷区桜丘町15番14号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1. 企業理念・ビジョン

企業理念

創造革命で世界中の人々を幸せに

これからの時代には、人間が最も力を発揮できる「創造・遊び」の領域における革命的な変化＝「創造革命」が人々から求められると考えており、当社の企業理念に掲げております。

ビジョン

“FanTech”分野で新たなマーケットを創造し、世の中に価値を提供する

「創造革命」の担い手であるアーティストやクリエイターは、音楽・漫画・アニメ・映画・舞台・アートなどのエンタテインメント領域で活動を行っています。一方、その創造的な活動を行う人やコンテンツには、応援し支える「ファン」の存在が不可欠となります。当社グループでは、ファンのためになるサービスをテクノロジーによって実現し、新しいマーケットを創造する取り組みを、Fan × Technology = “FanTech”事業と定義し、事業活動を展開しております。

2. 事業の概況

FanTech

当社グループでは、**Fan × Technology = “FanTech”**を事業領域としております。ファンのためのワンストップ・ソリューションプラットフォーム「SKIYAKI EXTRA」を中核とし、オンデマンドグッズサービス「SKIYAKI GOODS」、映画・映像制作からなるプラットフォーム事業及び、旅行・ツアー事業、コンサート・イベント制作事業を展開しております。

プラットフォーム事業

SKIYAKI EXTRA
FC・EC・TICKET

SKIYAKI GOODS
オンデマンドグッズ

SKIYAKI MOVIE
映画・映像制作

旅行・ツアー事業

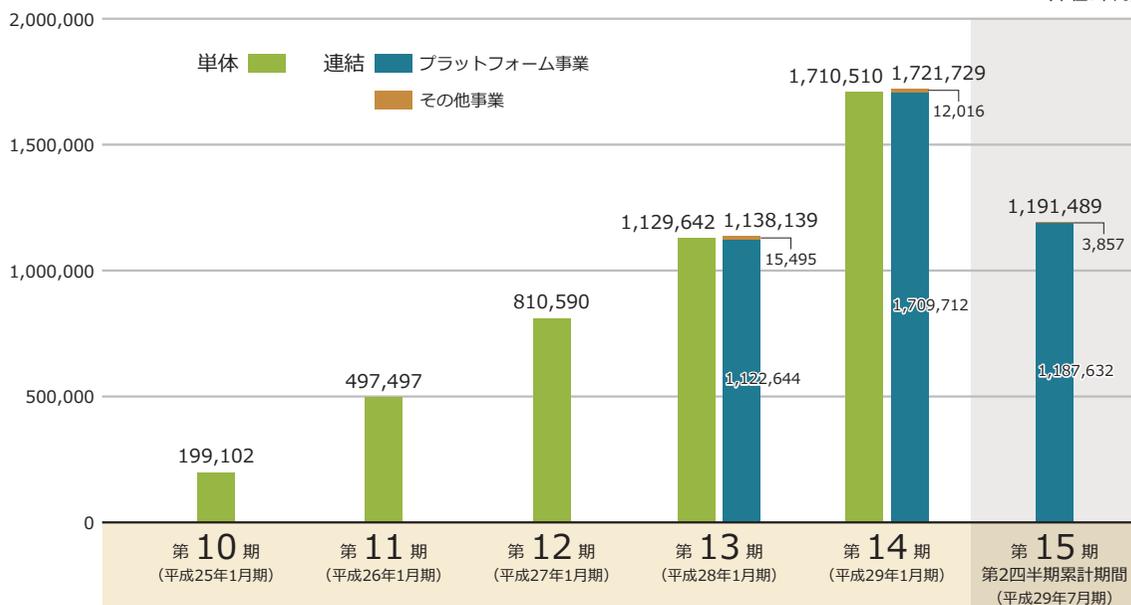
GTRAVEL

コンサート・イベント制作事業

SKIYAKI OFFLINE

● 売上高構成

(単位:千円)



(注)売上高には、消費税等は含まれておりません。

ワンストップ・ソリューションプラットフォーム「SKIYAKI EXTRA」にて展開するファンクラブ・ファンサイト、ECサイトの売上を主力としております。

第14期の業績は、売上高1,721,729千円であり、前連結会計年度比51.3%増の増収を達成しております。

3. 事業の内容

プラットフォーム事業



ワンストップ・ソリューションプラットフォーム 「SKIYAKI EXTRA」

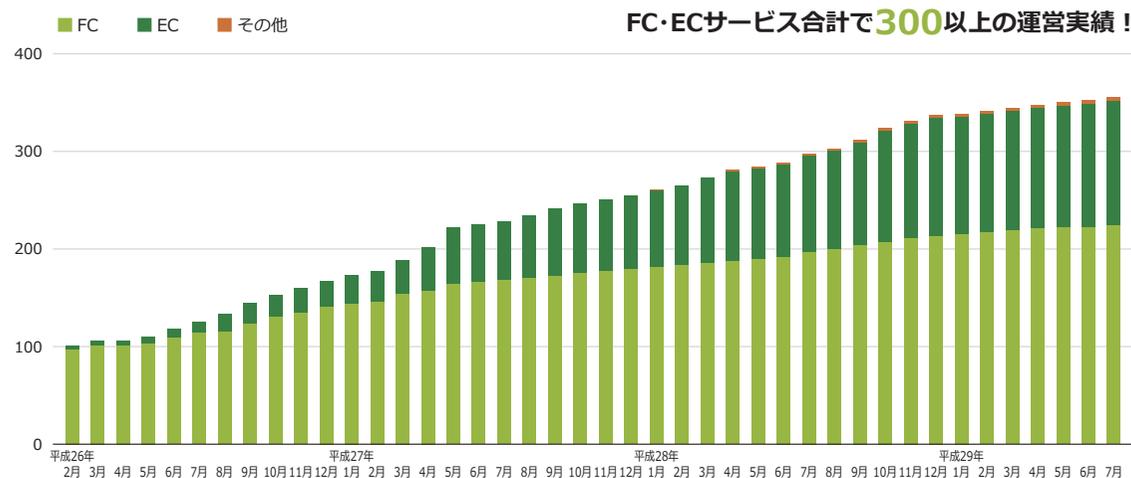


当社ではこれまで、日本国内における音楽産業の収益構造の変化にいち早く着目し、今後、「ファンクラブ」、「グッズ」、「チケット」の3つがアーティスト活動を支える主要な収益源になると捉え、それらの関連機能をワンストップに提供するソリューションプラットフォーム「SKIYAKI EXTRA」を開発・提供して参りました。

現在では、音楽業界にとどまらず、漫画・アニメ及び2.5次元ミュージカル等のジャンルへの提供も進んでおります。

平成29年7月末現在、総登録会員数は118万人(前年同期比57.9%増)となっております。

サービスサイト数推移



機能	FC	EC	チケット
概要	ニュース、プロフィール、ディスコグラフィ ^(※1) 等の基本情報や、画像、動画、ブログ、チケット先行販売、限定グッズ販売、イベント参加などのサービスが得られるファンクラブサイトの提供	ECサイトのシステム開発やデザイン制作だけでなく、倉庫管理、物流、顧客対応、マーケティングなども含んだフルフィルメント ^(※3) サービスの提供	電子チケットの販売管理システム、及び入場時にチケット券面を携帯電子端末に表示する専用アプリと、チケット券面を携帯電子端末で読み取る専用アプリの提供
特徴	レベニューシェア ^(※2) モデルによる導入のしやすさ 最大37ヶ国語対応の人的翻訳が可能 行動履歴のリアルタイム集計・分析	FC会員限定の商品販売や、事前予約販売、オリジナル特典の封入など様々な販売方法に柔軟に対応	30秒ごとに自動更新されるワンタイムQRコード認証(特許出願中)と不正転売防止対策、公式二次流通マーケットの提供

※1「ディスコグラフィ」とは、作曲家・演奏家・ジャンルごとなどにレコードや音楽CDをまとめ、その録音年月日などの諸データを書き入れた目録のことを指す。

※2「レベニューシェア」とは、委託契約ではなく、パートナーと提携し、相互の協力で生み出した利益をあらかじめ決めておいた配分率で分け合うことを指す。

※3「フルフィルメント」とは、通販やECサイトでお客様が商品を注文してから、手元に届くまでに発生する業務全体のことを指す。

プラットフォーム事業

オンデマンドグッズサービス「SKIYAKI GOODS」

イラストや写真などの画像データをアップロードするだけでオリジナルグッズを作成・販売できるサービスです。商品在庫を持たず、オンラインでの受注が発生した後に、各アイテム素材にデザインのプリントを施し商品発送を行います。

グッズの販売者は誰でも、在庫リスクなく一点から自分がデザインしたイラストや写真をグッズにして販売することができます。サービス利用は無料であり、初期投資・サイト運営費等の負担もありません。

グッズの購入者は、アップロードされているデザインとアイテムを選び、デザインのサイズや配置を自由に設定した上で、オリジナルグッズの購入ができます。



映画・映像制作

映像やストーリー、音楽などのエンタテインメント要素が集約された「総合芸術」である映画を、ファンとアーティストをつなぐ上での重要なコンテンツとして捉え、映画・映像制作を行っております。

その他の事業

GTRAVEL

旅行・ツアー事業

連結子会社である株式会社ロックガレージにおいて、旅行・ツアー事業である「G TRAVEL」を展開しております。主に、「SKIYAKI EXTRA」にてFCを運営しているアーティストのファンクラブツアーやライブ・イベント参加ツアー等の企画・運営をしており、これまでに国内はもちろん、海外ツアーの催行実績もあります。

SKIYAKI OFFLINE

コンサート・イベント制作事業

関連会社である株式会社SKIYAKI OFFLINEを中心に、コンサートやイベント、ファンミーティング等の企画・運営をしております。当社が多数のFCサービスを運用する上で蓄積されたデータやノウハウを、リアルエンタテインメント領域において活用し、ファンとの架け橋となるイベントを展開しております。

当社グループの強み

1 アーティスト・プラットフォームの開発力とノウハウ

当社グループで提供するアーティスト・プラットフォームは、高い専門性を有した人材の確保に努めながら、企画、開発、サイト運営及びサポートに至るすべてのプロセスを当社グループで一貫して行う体制を整え、ノウハウを蓄積して参りました。また、単一のプラットフォーム上で各種サービスを展開しているため、各サイトの運用から得られる改善点を迅速にシステムに反映することで、サービス全体のクオリティを高めていくことが可能となっております。

2 サイト制作スピードと運用体制

効率化されたプラットフォーム及び業務フローにより、非常に短期間で多数のFCサービス、ECサービスのリリースが可能となっております。年間120以上のサイト(オフィシャルサイト、ファンクラブ・ファンサイト、ECサイト)のリリース実績がございます。また、サイトの運用は、専門知識を備えたIT業界、音楽・エンターテインメント業界の経験者が担当しており、パートナー企業・アーティストとコミュニケーションを図りながら、ファンに向けたサービス提供を行う体制がございます。

3 戦略的パートナーシップ

当社グループは、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社「以下、「CCC）」と、平成26年2月に、CCCの会員基盤やTSUTAYAなどの事業基盤を活用したファンクラブ・ファンサイト事業の本格展開に向けた資本・業務提携を行っております。また、大手プロダクションである株式会社アミューズ及び株式会社ビーイングと資本・業務提携を行っており、各社の所属アーティストや保有コンテンツに関するサービスを「SKIYAKI EXTRA」を通じて提供しております。

今後の展開

当社グループは、高度情報化社会の発展に伴う急速なテクノロジーの進化に対応し、サービスのユーザーに対して価値のある革新的なサービスを提供していくため、事業ドメインであるFanTech領域において、主として以下の技術に係る研究開発活動に取り組んでおります。



エンタテインメント領域での
ブロックチェーン^(※1)技術の活用



人工知能^(※2)技術の自社サービスへの応用、
業務効率の改善



VR^(※3)技術を利用した360°リアルタイム
VR LIVE配信事業の創出

※1「ブロックチェーン」とは、ビットコインの中核技術として発明された、ピア・ツー・ピア方式によるデータ処理の基盤技術のことを指す。複数のコンピュータが分散合意形成を行い、暗号署名をしながらブロック単位で複数データを処理する点の特徴。

※2「人工知能」とは、人工的にコンピューターなどで人間と同様の知能を実現させようという試み、あるいはその一連の基礎技術のことを指す。「AI (Artificial Intelligence)」とも呼ばれる。

※3「VR」とは、Virtual Realityの略で、現物・実物ではないが、機能としての本質は同じであるような環境を、ユーザーの五感を含む感覚を刺激することにより理工学的に作り出す技術及びその体系のことを指す。「仮想現実」または「人工現実感」とも呼ばれる。

4. 業績等の推移

● 主要な経営指標等の推移

(単位:千円)

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期 第2四半期
決算年月	平成25年1月	平成26年1月	平成27年1月	平成28年1月	平成29年1月	平成29年7月
(1)連結経営指標等						
売上高				1,138,139	1,721,729	1,191,489
経常利益又は経常損失(△)				△107,267	132,089	137,639
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)				△148,335	115,897	115,881
包括利益又は四半期包括利益				△147,535	116,454	114,817
純資産額				155,587	272,041	386,859
総資産額				726,131	1,240,779	1,603,732
1株当たり純資産額 (円)				80.96	144.12	-
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)				△80.84	63.16	63.15
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)				-	-	-
自己資本比率 (%)				20.5	21.3	23.7
自己資本利益率 (%)				-	56.1	-
株価収益率 (倍)				-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー				138,961	328,563	281,938
投資活動によるキャッシュ・フロー				△4,960	△91,255	△55,621
財務活動によるキャッシュ・フロー				△1,400	-	-
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高				403,660	640,969	867,286
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)				47 (2)	44 (9)	- (-)
(2)提出会社の経営指標等						
売上高	199,102	497,497	810,590	1,129,642	1,710,510	
経常利益又は経常損失(△)	△61,403	△28,730	△18,850	△109,376	144,441	
当期純利益又は当期純損失(△)	△88,017	△29,507	△19,380	△151,417	115,461	
資本金	36,050	110,750	200,000	200,000	200,000	
発行済株式総数 (株)	467	66,250	91,750	91,750	91,750	
純資産額	26,313	137,781	296,900	145,483	260,944	
総資産額	80,113	418,039	569,740	709,176	1,225,958	
1株当たり純資産額 (円)	56,345.48	2,079.72	3,235.97	79.28	142.20	
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△205,689.43	△467.53	△211.23	△82.52	62.92	
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	
自己資本比率 (%)	32.8	33.0	52.1	20.5	21.3	
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	56.8	
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-	
配当性向 (%)	-	-	-	-	-	
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	16 (-)	34 (-)	49 (-)	47 (2)	44 (8)	

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第10期、第11期、第12期及び第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。第14期及び第15期第2四半期の潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため記載しておりません。

3. 第10期、第11期、第12期及び第13期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失及び当期純損失であるため、記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 第13期及び第14期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、格式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、第10期、第11期、第12期、第13期及び第14期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、格式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき、第15期第2四半期の連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、格式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づき作成しております。なお、第13期、第14期及び第15期第2四半期の連結財務諸表及び財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査及び四半期レビューを受けておりますが、第10期、第11期及び第12期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

6. 従業員数は就業人員(当社グループ及び当社からグループ外及び当社への出向者を除き、グループ外及び社外から当社グループ及び当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

7. 第13期において多額の経常損失及び当期純損失を計上している主な理由は、収益性の低下に伴うたな卸資産評価損の計上及び新規事業からの撤退に伴う固定資産の減損損失を計上したことによります。

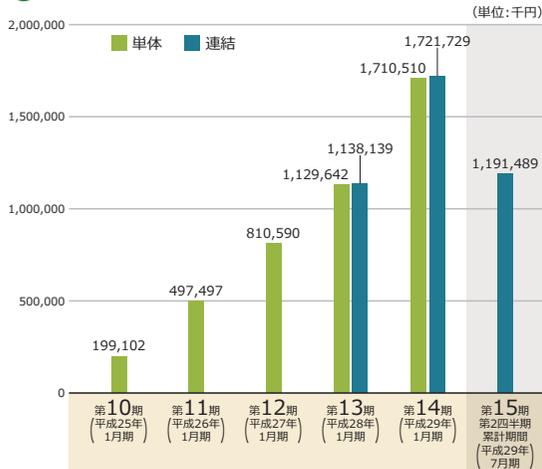
8. 第15期第2四半期における売上高、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益、四半期包括利益、1株当たり四半期純利益金額、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、第15期第2四半期連結累計期間の数値を、純資産額、総資産額、自己資本比率及び現金及び現金同等物の四半期末残高については、第15期第2四半期連結会計期間末の数値を記載しております。

9. 当社は、平成25年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、平成29年6月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」の作成上の留意点について(平成24年8月21日付東証上番第133号)に基づき、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

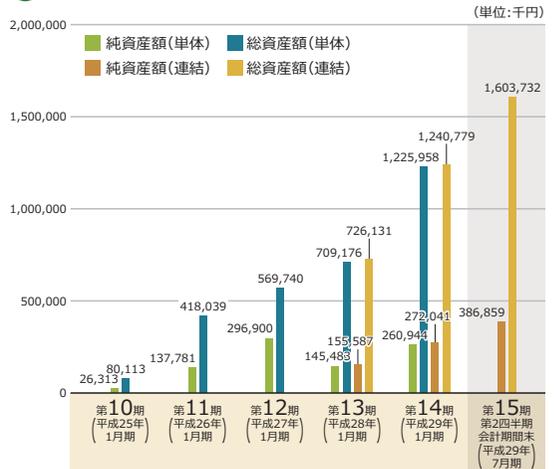
なお、第10期、第11期及び第12期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成25年1月	平成26年1月	平成27年1月	平成28年1月	平成29年1月
提出会社の経営指標等					
1株当たり純資産額 (円)	28.17	103.99	161.80	79.28	142.20
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△102.84	△23.38	△10.56	△82.52	62.92
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

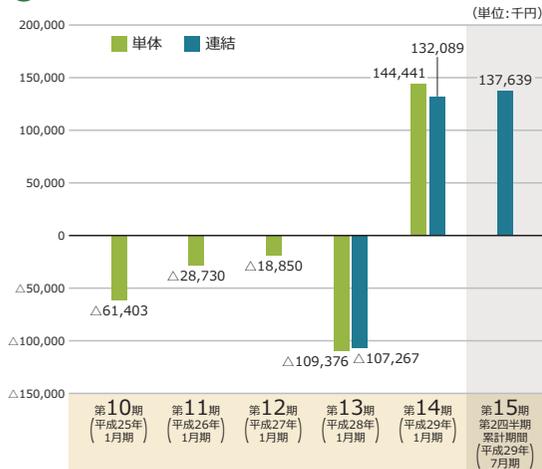
● 売上高



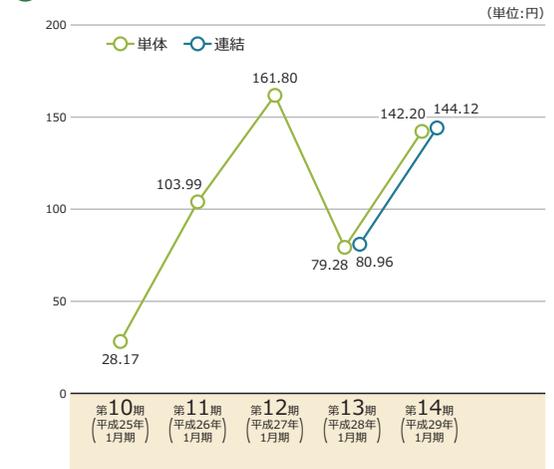
● 純資産額／総資産額



● 経常利益又は経常損失(△)

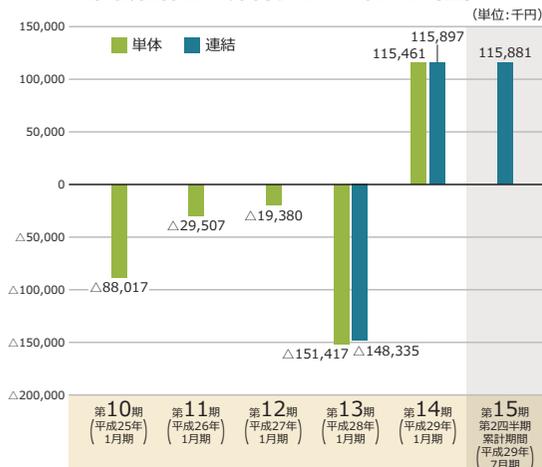


● 1株当たり純資産額

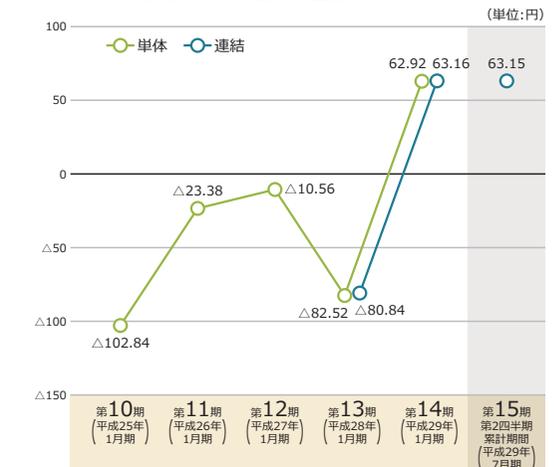


(注) 当社は、平成25年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、平成29年6月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。上記では、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

● 当期純利益又は当期純損失(△)／親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)



● 1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)



(注) 当社は、平成25年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、平成29年6月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。上記では、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	15
3. 事業の内容	16
4. 関係会社の状況	20
5. 従業員の状況	21
第2 事業の状況	22
1. 業績等の概要	22
2. 生産、受注及び販売の状況	25
3. 対処すべき課題	26
4. 事業等のリスク	28
5. 経営上の重要な契約等	32
6. 研究開発活動	33
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	34
第3 設備の状況	38
1. 設備投資等の概要	38
2. 主要な設備の状況	38
3. 設備の新設、除却等の計画	38
第4 提出会社の状況	39
1. 株式等の状況	39
2. 自己株式の取得等の状況	62
3. 配当政策	62
4. 株価の推移	62
5. 役員の状況	63
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	66

第5 経理の状況	73
1. 連結財務諸表等	74
2. 財務諸表等	122
第6 提出会社の株式事務の概要	136
第7 提出会社の参考情報	138
1. 提出会社の親会社等の情報	138
2. その他の参考情報	138
第四部 株式公開情報	139
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	139
第2 第三者割当等の概況	140
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	140
2. 取得者の概況	144
3. 取得者の株式等の移動状況	146
第3 株主の状況	147
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年9月21日

【会社名】 株式会社SKIYAKI

【英訳名】 SKIYAKI Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮瀬 卓也

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区桜丘町15番14号

(注) 平成29年11月1日から本店は下記に移転する予定でありま
す。

本店所在地 東京都渋谷区道玄坂1丁目14番6号

電話番号 03-5428-8378 (代表)

【電話番号】 03-5428-8378

【事務連絡者氏名】 取締役 酒井 真也

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区桜丘町15番14号

【電話番号】 03-5428-8378

【事務連絡者氏名】 取締役 酒井 真也

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集（売出）金額】

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	462,400,000円
売出金額	
(引受人の買取引受による売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	926,840,000円
(オーバーアロットメントによる売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	220,320,000円

(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	160,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

（注）1. 平成29年9月21日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成29年10月5日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）に対し、上記引受株式数のうち、10,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

5. 上記とは別に、平成29年9月21日開催の取締役会において、いちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式64,800株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成29年10月17日に決定される予定の引受価額にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成29年10月5日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	160,000	462,400,000	250,240,000
計（総発行株式）	160,000	462,400,000	250,240,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成29年9月21日開催の取締役会決議に基づき、平成29年10月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（3,400円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は544,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成29年10月19日(木) 至 平成29年10月24日(火)	未定 (注) 4.	平成29年10月25日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成29年10月5日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年10月17日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成29年10月5日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成29年10月17日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成29年9月21日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成29年10月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成29年10月26日(木) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、平成29年10月10日から平成29年10月16日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 恵比寿支店	東京都渋谷区恵比寿西一丁目8番6号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
いちよし証券株式会社 岡三証券株式会社 極東証券株式会社 マネックス証券株式会社 東洋証券株式会社 株式会社SBI証券 水戸証券株式会社 エイチ・エス証券株式会社 エース証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 東京都中央区日本橋一丁目17番6号 東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号 東京都港区赤坂一丁目12番32号 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号 東京都港区六本木一丁目6番1号 東京都中央区日本橋二丁目3番10号 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成29年10月25日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	160,000	—

- (注) 1. 平成29年10月5日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成29年10月17日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
500,480,000	9,000,000	491,480,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(3,400円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額491,480千円については、「1 新規発行株式」の(注)5.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限201,894千円と合わせた手取概算額合計上限693,374千円について、SKIYAKI EXTRAを中心とした自社サービスシステムの機能追加開発に係る開発者の人件費に228,074千円、当該開発者の採用費及び教育研修費に43,800千円、従業員数の増加に伴う本社移転費用に136,000千円、当社事業と親和性が高く、シナジー効果が見込める企業との資本提携・出資に285,500千円を充当する予定であります。

具体的な充当期は、自社サービスシステムの機能追加開発に係る開発者の人件費については、平成30年1月期に25,000千円、平成31年1月期に72,000千円、平成32年1月期に131,074千円を予定しており、当該開発者の採用費及び教育研修費については、平成30年1月期に7,200千円(採用費)、平成31年1月期に15,000千円(採用費12,000千円、教育研修費3,000千円)、平成32年1月期に21,600千円(採用費16,000千円、教育研修費5,600千円)を予定しております。

本社移転費用については、平成30年1月期に80,000千円(敷金の差入による支出44,321千円、移転及び原状回復に係る費用9,200千円、新オフィス内装工事費用等10,230千円、支払賃借料増額に係る費用16,249千円)、平成31年1月期及び平成32年1月期にそれぞれ28,000千円(支払賃借料増額に係る費用)を予定しております。

資本提携・出資については、平成30年1月期において、コンサート・イベント制作事業を営む企業との資本提携に係る出資(株式取得費用)として85,500千円、平成31年1月期において、漫画、アニメ等に関連するWebサービス事業を営む企業との資本提携に係る出資(株式取得費用)として100,000千円、平成32年1月期において、オンデマンドグッズ製作事業を営む企業との資本提携に係る出資(株式取得費用)として100,000千円を予定しております。

なお、増資資金については、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成29年10月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	272,600	926,840,000	東京都渋谷区桜丘町20番1号 株式会社アミューズ 140,000株 東京都港区六本木五丁目2番2号 株式会社ビーイング 75,000株 東京都渋谷区代官山町17番1号 株式会社Ararik 20,000株 東京都港区 木村 敏彦 20,000株 東京都目黒区 戸崎 勝弘 5,000株 東京都目黒区東山三丁目1番4-301号 株式会社portas 4,000株 東京都目黒区 在國寺 穂 4,000株 東京都渋谷区 那須 淳 2,000株 神奈川県相模原市中央区 栗山 丈史 2,000株 東京都目黒区 小澤 芳久 600株
計(総売出株式)	—	272,600	926,840,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（3,400円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4.に記載した振替機関と同一であります。

6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成29年 10月19日(木) 至 平成29年 10月24日(火)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店及 び全国各支店	東京都中央区八丁堀二丁目 14番1号 いちよし証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
 引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成29年10月17日）に決定する予定であります。
 なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	64,800	220,320,000	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 いちよし証券株式会社 64,800株
計(総売出株式)	—	64,800	220,320,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、いちよし証券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成29年9月21日開催の取締役会において、いちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式64,800株の第三者割当増資の決議を行っております。また、いちよし証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（3,400円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成29年 10月19日(木) 至 平成29年 10月24日(火)	100	未定 (注) 1.	いちよし証券 株式会社の本 店及び全国各 支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日（平成29年10月17日）に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. いちよし証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、いちよし証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社Ararik（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年9月21日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式64,800株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 64,800株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2.
(4)	払込期日	平成29年11月21日(火)

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成29年10月5日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成29年10月17日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成29年10月26日から平成29年11月16日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返却に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である木村 敏彦、株式会社portas、在國寺 穂、那須 淳、栗山 丈史、小澤 芳久、売出人かつ当社取締役である戸崎 勝弘、売出人かつ貸株人である株式会社 Ararik、当社株主かつ当社取締役である宮瀬 卓也及び豊田 洋輔は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年1月23日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成29年9月21日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成30年4月23日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第13期	第14期
決算年月	平成28年1月	平成29年1月
売上高 (千円)	1,138,139	1,721,729
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△107,267	132,089
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△148,335	115,897
包括利益 (千円)	△147,535	116,454
純資産額 (千円)	155,587	272,041
総資産額 (千円)	726,131	1,240,779
1株当たり純資産額 (円)	80.96	144.12
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△80.84	63.16
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	20.5	21.3
自己資本利益率 (%)	—	56.1
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	138,961	328,563
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△4,960	△91,255
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,400	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	403,660	640,969
従業員数 (人)	47	44
(外、平均臨時雇用者数)	(2)	(9)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため記載しておりません。

3. 第13期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 第13期及び第14期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

6. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		平成25年 1 月	平成26年 1 月	平成27年 1 月	平成28年 1 月	平成29年 1 月
売上高	(千円)	199,102	497,497	810,590	1,129,642	1,710,510
経常利益又は経常損失 (△)	(千円)	△61,403	△28,730	△18,850	△109,376	144,441
当期純利益又は当期純損失 (△)	(千円)	△88,017	△29,507	△19,380	△151,417	115,461
資本金	(千円)	36,050	110,750	200,000	200,000	200,000
発行済株式総数	(株)	467	66,250	91,750	91,750	91,750
純資産額	(千円)	26,313	137,781	296,900	145,483	260,944
総資産額	(千円)	80,113	418,039	569,740	709,176	1,225,958
1株当たり純資産額	(円)	56,345.48	2,079.72	3,235.97	79.28	142.20
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又は1株 当たり当期純損失金額 (△)	(円)	△205,689.43	△467.53	△211.23	△82.52	62.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利 益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	32.8	33.0	52.1	20.5	21.3
自己資本利益率	(%)	—	—	—	—	56.8
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	16 (—)	34 (—)	49 (—)	47 (2)	44 (8)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第10期、第11期、第12期及び第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため記載しておりません。

3. 第10期、第11期、第12期及び第13期の自己資本利益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

6. 第10期、第11期、第12期、第13期及び第14期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しております。

なお、第13期及び第14期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第10期、第11期及び第12期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

8. 第13期において多額の経常損失及び当期純損失を計上している主な理由は、収益性の低下に伴うたな卸資産評価損の計上及び新規事業からの撤退に伴う固定資産の減損損失を計上したことによります。

9. 当社は、平成25年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、平成29年6月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第10期、第11期及び第12期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
	平成25年1月	平成26年1月	平成27年1月	平成28年1月	平成29年1月
1株当たり純資産額 (円)	28.17	103.99	161.80	79.28	142.20
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△102.84	△23.38	△10.56	△82.52	62.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社は、平成15年8月に東京都世田谷区において、Webサイト企画・制作事業及びWeb広告代理事業を目的として、資本金300万円で設立し、事業を開始しました。

その後、平成22年2月に、当社現代表取締役の宮瀬卓也が取締役に就任し、平成24年2月に、株式会社SKIYAKIに商号変更するとともに、MB0により宮瀬卓也が当社株式を取得し、FanTech領域におけるプラットフォーム事業を開始しました。それに伴い、平成15年より継続してきましたWeb広告代理事業を切り離し、FanTech領域におけるプラットフォーム事業に集中すべく業態を変更いたしました。

当社の設立及び当社グループの事業の沿革は、次のとおりであります。

年月	事業の変遷
平成15年8月	東京都世田谷区に会社設立（当時商号：有限会社エスダブリューディー）、Webサイト企画・制作事業及びWeb広告代理事業を開始
平成18年6月	有限会社から株式会社へ組織変更、東京都新宿区百人町に本店移転
平成18年9月	決算期を6月から1月に変更
平成20年10月	モバイル端末向けのコンテンツ配信サービス事業を開始
平成21年1月	東京都渋谷区代々木に本店移転
平成22年2月	株式会社ファンネルに商号変更
平成22年4月	東京都渋谷区千駄ヶ谷に本店移転
平成24年2月	株式会社SKIYAKIに商号変更、FanTech領域におけるプラットフォーム事業を開始
平成25年7月	東京都渋谷区桜丘町に本店移転
平成26年2月	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（現 親会社）と資本提携し、同社より出資を受ける
平成27年10月	株式会社ロックガレージの株式を取得し、連結子会社とする
平成28年4月	監査等委員会設置会社に移行
平成28年5月	株式会社SKIYAKI OFFLINE（設立時商号：株式会社29ers）設立に伴い同社株式を取得し、持分法適用関連会社とする
平成28年11月	VR映像サービスに関して2501株式会社と資本・業務提携し、同社株式を取得

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社1社（株式会社ロックガレージ）、関連会社1社（株式会社SKIYAKI OFFLINE）により構成されております。また、当社グループは、当社の親会社であるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の企業グループ（以下「CCCグループ」という。）に属してしております。

当社グループでは、これからの時代には、人間が最も力を発揮できる「創造・遊び」の領域における革新的な変化が人々から求められると考えており、「創造革命で世界中の人々を幸せに」という企業理念を掲げております。

「創造革命」の担い手であるアーティストやクリエイターは、音楽・漫画・アニメ・映画・舞台・アートなどのエンタテインメント領域で活動を行っている一方で、その創造的な活動を行う人やコンテンツには、応援し支える「ファン」の存在が不可欠です。これらのファンのためのサービスをテクノロジーによって実現し、新しいマーケットを創造する取り組みを、Fan × Technology = “FanTech”と定義し、当社グループの事業領域としております。

各事業の具体的な内容は、次のとおりであります。なお、当社グループはプラットフォーム事業を主に行っており、当該プラットフォーム事業を報告セグメントとした上で、連結子会社である株式会社ロックガレージが行う旅行・ツアー事業及び持分法適用関連会社である株式会社SKIYAKI OFFLINEが行うコンサート・イベント制作事業等を「その他事業」に含めております。

<当社グループの事業について>

(1) プラットフォーム事業

① ワンストップ・ソリューションプラットフォーム「SKIYAKI EXTRA」

当社ではこれまで、日本国内における音楽産業の収益構造の変化にいち早く着目し、今後、「ファンクラブ」、「グッズ」、「チケット」の3つがアーティスト活動を支える主要な収益源になると捉え、それらの関連機能をワンストップに提供するソリューションプラットフォーム「SKIYAKI EXTRA」を開発・提供して参りました。

現在では、音楽業界にとどまらず、漫画・アニメ及び2.5次元ミュージカル（※1）等のジャンルへの提供も進んでおります。

平成29年7月末現在、「SKIYAKI EXTRA」を利用して運営されているファンクラブサービス及びグッズECサービス数は、356サービス（前連結会計年度末比10.9%増加）、総登録会員数は118万人（前連結会計年度末比20.0%増加）となっております。

効率化されたプラットフォームをすべて社内にて開発・運用しており、当該プラットフォーム上で展開される各サイトの制作をスピーディに行える体制を保持していることにより、基本的に、初期開発費用、デザイン費用及び運用固定費用等を発生させずに、新規サイト開設が可能となっております。また、サイト開設以降にサイトから発生する収益を、あらかじめ定めた料率で分配するレベニューシェア方式を採用しており、「SKIYAKI EXTRA」の導入のしやすさや、ファン増加に向けたパートナーとしてのポジションの確立に繋がっております。

「SKIYAKI EXTRA」では、ファンクラブ・ファンサイト（以下「FC」という。）サービス、マーチャンダイジング及び電子商取引（以下「EC」という。）サービス並びに電子チケットサービス（以下「SKIYAKI TICKET」という。）による収入を売上高に計上しております。

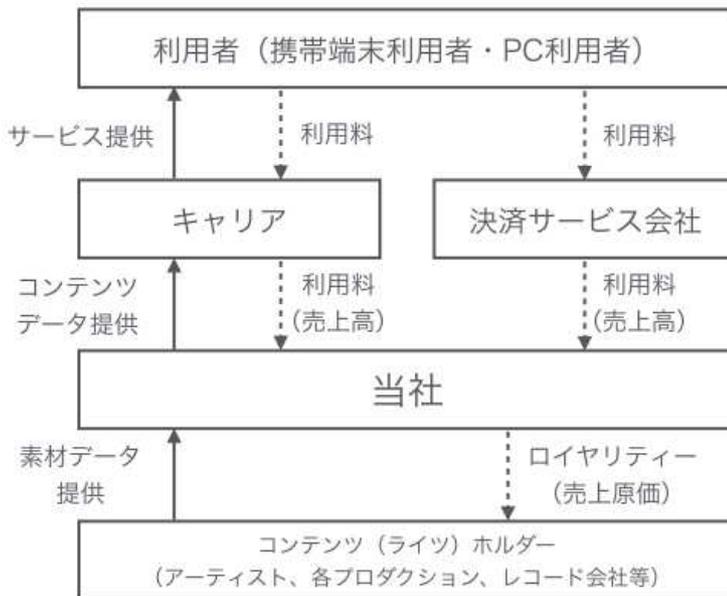
a. FCサービス

FCサービスは、主に音楽系アーティストや声優、アニメ、2.5次元ミュージカルに関するオフィシャルコンテンツの配信や、ライブ・イベントへの会員先行チケット販売等が可能なシステムの提供及びサイト運営を行っております。コンテンツ例としては、ニュース、プロフィール、ディスコグラフィ等の基本情報や、画像、動画、ブログ、チケット先行販売、限定グッズ販売、イベント参加などがあり、それぞれのコンテンツは公開制限（無料会員向け／有料会員向け）を管理画面で設定することが可能です。

FCサービス利用者であるファンは、携帯電話端末及びPCより各サイトへアクセスし、各種コンテンツ・サービスを受けられます。また、有料会員限定のコンテンツ・サービスの利用には、事前の有料会員登録が必要となります。課金方法としては、株式会社NTTドコモ（提供する携帯電話端末向けサービスの名称：NTT docomo、以下、各社同様）、KDDI株式会社（au）及びソフトバンクモバイル株式会社（SoftBank）といったキャリア各社が提供する決済サービスや、クレジットカード決済サービス会社が提供する決済サービスを利用しております。

FCサービスを事業系統図によって示すと、次のとおりであります。

EXTRA (FC)



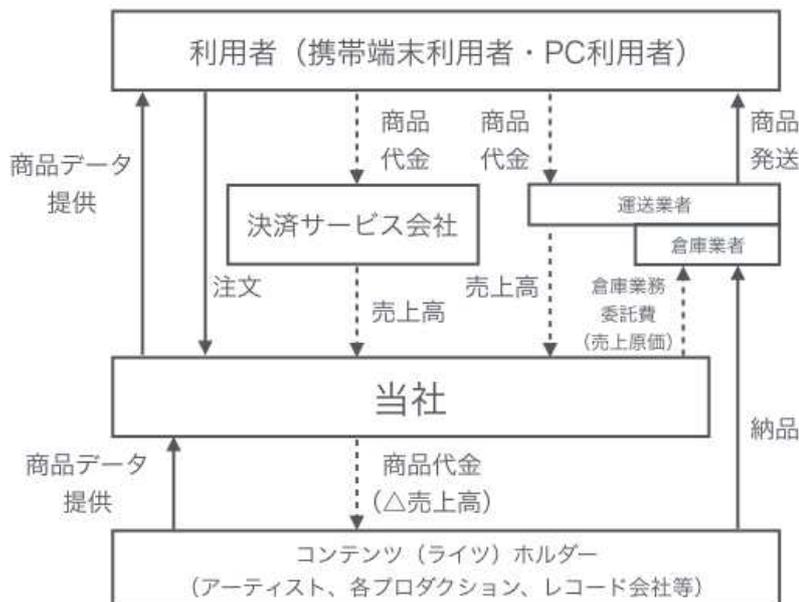
b. ECサービス

ECサービスは、いわゆるインターネットを利用した通信販売サービスの一つで、エンドユーザーからの注文が入った後に、代金決済、商品の配送を行うサービスです。主に音楽系アーティストや声優、アニメ、2.5次元サービスに関するグッズ、CD、DVD等の販売が可能なシステムの提供及びサイト運営を行っております。

ECサービスを利用するファンは、携帯電話端末及びPCより各ECサイトへアクセスし、商品を購入します。同一のアーティストで既に当社で運営するFCサービスが存在し、会員登録を行っている場合は、別途会員登録する必要なくスムーズに購入手続きを進めることが可能となっております。当社のECサービスは、ECサイトのシステム開発やデザイン制作だけでなく、倉庫管理、物流、顧客対応、マーケティングなども含んだワンストッププラットフォームとなっております。また、FC会員限定の商品販売や、事前予約販売、オリジナル特典の封入などオフィシャルECサイトにおいて求められる様々な販売方法に柔軟に対応しております。さらに、海外のファンからの注文・発送にも対応しております。

ECサービスを事業系統図によって示すと、次のとおりであります。

EXTRA (EC)



c. 独自認証電子チケットサービス「SKIYAKI TICKET」

当社グループは、エンタテインメント領域におけるコンサート・イベント等のチケットの不正転売問題が叫ばれる中、本当にコンサート・イベント等に参加したいファンがチケットを入手しづらいという現状の課題を解決すべく、独自認証方式の電子チケットサービス「SKIYAKI TICKET」を開発・提供しております。

「SKIYAKI TICKET」では、電子チケットの販売管理システム、及び入場時にチケット券面を携帯電子端末に表示する専用アプリ、並びにチケット券面を携帯電子端末で読み取る専用アプリを提供しております。コンサート・イベント等に参加したいファンは、コンサート・イベント等の電子チケットを「SKIYAKI TICKET」にて購入後、専用アプリ上に表示されるQRコード（※2）を、会場に設置されたリーダーアプリにかざすだけでチケットの認証を受け、コンサート・イベント等に参加できます。

チケット券面表示アプリに表示されるQRコードは、30秒ごとに自動更新されます。認証情報を管理し読み取り用アプリに送信するサーバ側でも同じ頻度で情報が更新され、最新のQRコードでのみ認証が成立し入場できる、「ワンタイムQRコード認証」を独自に開発・搭載しております（特許出願中：特願2016-131703）。これにより、チケット券面に表示されるQRコードの画像をコピーしての不正入場を防ぐことが可能となっております。また、チケットの不正転売抑止のために、サービス利用時には、SMS（※3）による電話番号認証を必須としております。

さらに、「SKIYAKI TICKET」での電子チケット購入者がコンサート・イベント等に参加できなくなった際に、他のチケット購入希望者へチケットを利用する権利を移転できる、公式の二次流通マーケットを提供しております。

②オンデマンドグッズサービス「SKIYAKI GOODS」

「SKIYAKI GOODS」は、イラストや写真などの画像データをアップロードするだけでオリジナルグッズを作成・販売できるサービスです。商品在庫を持たず、オンラインでの受注が発生した後に、各アイテム素材にデザインのプリントを施し商品発送を行います。

そのため、グッズの販売者は誰でも、在庫リスクなく一点から自分がデザインしたイラストや写真をグッズにして販売することができます。サービス利用は無料であり、初期投資・サイト運営費等の負担もありません。デザインの販売価格を自由に設定していただくことが可能で、商品が購入された際にデザインの設定価格分の収益を得ることができます。

グッズの購入者は、アップロードされているデザインとアイテムを選び、デザインのサイズや配置を自由に設定した上で、オリジナルグッズの購入ができます。

③映画・映像制作

当社グループは、映像やストーリー、音楽などのエンタテインメント要素が集約された「総合芸術」である映画を、ファンとアーティストをつなぐ上での重要なコンテンツとして捉え、映画・映像制作を行っております。

アーティストドキュメンタリー映画として、当社が製作委員会の主幹会社となり、平成27年5月に劇場公開されたX JAPANのギタリストhideの生誕50周年記念映画「hide 50th anniversary FILM『JUNK STORY』」を制作しました。

さらに、インディーズシーンで独自の進化を遂げるバンド「MY FIRST STORY」の5年間の軌跡を追った初ドキュメンタリー映画「MY FIRST STORY Documentary Film -全心-」を制作し、平成29年2月に劇場公開しました。

(2) その他事業

①旅行・ツアー事業

連結子会社である株式会社ロックガレージにおいて、旅行・ツアー事業である「G TRAVEL」を展開しております。主に、「SKIYAKI EXTRA」にてFCを運営しているアーティストのファンクラブツアーやライブ・イベント参加ツアー等の企画・運営をしており、これまでに国内はもちろん、海外ツアーの催行実績もあります。

②コンサート・イベント制作事業

当社グループでは、ファンとアーティストとのリアルな接点として、関連会社である株式会社SKIYAKI OFFLINEを中心に、ファンに向けたコンサートやイベント、ファンミーティング等の企画・運営をしております。当社が多数のFCサービスを運用する上で蓄積されたデータやノウハウを、リアルエンタテインメント領域において活用し、ファンの満足度の高いイベントを展開しております。

<当社グループの特徴及び強み>

当社グループの主な特徴及び強みは以下のとおりです。

(1) プラットフォームの開発力とノウハウ

当社グループで提供するプラットフォームは、高い専門性を有した人材の確保に努めながら、企画、開発、サイト運営及びサポートに至るすべてのプロセスを当社グループで一貫して行う体制を整え、ノウハウを蓄積して参りました。また、単一のプラットフォーム上で各種サービスを展開しているため、各サイトの運用から得られる改善点を迅速にシステムに反映することで、サービス全体のクオリティを高めていくことが可能となっております。

(2) サイト制作スピードと運用体制

効率化されたプラットフォーム及び業務フローにより、非常に短期間で多数のFCサービス、ECサービスのリリースが可能となっており、年間120以上のサイト（オフィシャルサイト、ファンクラブ・ファンサイト、ECサイト）のリリース実績があります。また、サイトの運用は、専門知識を備えたIT業界、音楽・エンターテインメント業界の経験者が担当しており、パートナー企業・アーティストとコミュニケーションを図りながら、ファンに向けたサービス提供を行う体制を構築しております。

(3) 戦略的パートナーシップ

当社グループは、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下「CCC」という。）と、平成26年2月に、CCCの会員基盤やTSUTAYAなどの事業基盤を活用したファンクラブ・ファンサイト事業の本格展開に向けた資本・業務提携を行っております（※4）。

また、大手プロダクションである株式会社アミューズ及び株式会社ビーイングと資本・業務提携を行っており、各社の所属アーティストや保有コンテンツに関するサービスを「SKIYAKI EXTRA」を通じて提供しております。

（※1）「2.5次元ミュージカル」とは、2次元の漫画・アニメ・ゲームを原作とする3次元の舞台コンテンツの総称を指します。

（※2）「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

（※3）「SMS」とは、ショートメッセージサービスの略で、電話番号のみで70文字前後のテキストメッセージを送受信できるサービスのことを指します。

（※4）当社の親会社であるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社を中心とする企業グループ（CCCグループ）は、「『カルチュア・インフラ』を、つくっていくカンパニー。」をブランド・ステートメントとして掲げ、書店事業を中心としたエンタテインメント事業、Tポイントを中心としたデータベース・マーケティング事業のほか数々のネットサービスや新たなプラットフォームサービスを企画し、それらのプラットフォームを通じて新しいライフスタイルの提案を行うことを事業としています。なお、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社は証券取引所に上場しておらず、有価証券報告書を作成しておりません。

また、CCCは、当社上場後はその他の関係会社となる見込みであります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	大阪府大阪市北区	100,000	TSUTAYA, TSUTAYA DISCAS, Tカード等のプラットフォームを通じてお客様にライフスタイルを提案する企画会社	被所有 直接 52.6	サービスの共同開発 役員の兼任等…有 (取締役1名)
(連結子会社) 株式会社ロックガレージ	東京都渋谷区	10,000	旅行・ツアー事業	所有 直接 55.0	旅行販売に係るシステム提供、管理業務の受託、事務所の賃貸 役員の兼任等…有 (取締役2名、監査役1名)
(持分法適用関連会社) 株式会社SKIYAKI OFFLINE	東京都渋谷区	46,100	コンサート・イベント制作事業	所有 直接 34.9	管理業務の受託、事務所の賃貸、資金の貸付 役員の兼任等…有 (取締役3名、監査役1名)

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
2. 特定子会社に該当する会社はありません。
3. カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社は、当社上場後はその他の関係会社となる見込みであります。
4. 持分法適用関連会社である株式会社SKIYAKI OFFLINEは、平成29年1月31日現在において704千円の債務超過の状況にあり、当社からの資金の借入れ25,000千円を行っております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
プラットフォーム事業	49 (10)
その他事業	－ (1)
合計	49 (11)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. その他事業として記載されている従業員数は、連結子会社である株式会社ロックガレージに所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成29年8月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
49 (10)	30.1	3.0	4,604,065

セグメントの名称	従業員数（人）
プラットフォーム事業	49 (10)
合計	49 (10)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループに労働組合はありませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第14期連結会計年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀による積極的な経済政策や金融政策を背景に企業収益が改善傾向にあり、個人消費には弱さを残しつつも景気は緩やかな回復傾向が続いています。

当社グループは、「創造革命で世界中の人々を幸せに」という企業理念の下、「“FanTech”領域で新たなマーケットを創造し、世の中に価値を提供すること」をビジョンに掲げ、FanTech領域におけるプラットフォーム事業を展開しております。

現在、当社グループでは、ファンのためのワンストップ・ソリューションプラットフォーム「SKIYAKI EXTRA」を中核とし、独自認証電子チケットサービス「SKIYAKI TICKET」、オンデマンドグッズサービス「SKIYAKI GOODS」、映画・映像制作、旅行・ツアー事業、コンサート・イベント制作事業を展開しております。

当社グループのサービスの中核であるワンストップ・ソリューションプラットフォーム「SKIYAKI EXTRA」では、主にFCサービス及びECサービスに係る収入を売上高に計上しております。

FCサービスを取り巻く環境については、スマートフォン及び高速通信の普及が進み、モバイル端末機器によるインターネットの利用環境が一層整備され、今後も安定的な成長が見込まれております。なお、スマートフォンの契約数は7,715万件に達し、携帯電話端末全体に占める割合が59.9%と約6割に達しており（平成28年3月末時点、出所：MM総研）、スマートフォンの位置づけはより重要性を増しております。また、平成18年以降、ライブ・コンサート市場規模は拡大傾向にあり（出所：一般社団法人コンサートプロモーターズ協会）、FC会員に向けた先行チケット販売サービスを提供するFCサービスに対する需要は高まっております。

ECサービスを取り巻く環境については、インターネットの普及及び通信の高速化を背景に市場は堅調に成長しております（出所：経済産業省）。平成27年のEC関連市場規模は、全体で15.4兆円であり、平成34年までには24兆円にまで拡大することが見込まれております（出所：野村総合研究所）。

このような外部環境を背景とし、当社グループでは、メジャーなアーティストのみならず、今後芽を出す見込まれる新人アーティストまで幅広く取り扱い、FCの有料会員の獲得を図ってきた他、漫画・アニメ・ゲーム領域のFCや、それらを原作とする2.5次元ミュージカルに係るFCを他社に先駆けて立ち上げ、競合他社との差別化を図って参りました。さらに、アーティストグッズのEC、チケット、ファンクラブツアー、イベントをファンサイトと有機的に関連づけ、より魅力的なサービスを提供するための基幹システムの開発、多様化を進めております。また、事業拡大、社内管理体制強化のため、有能な人材の採用を積極的に推し進めて参りました。

この結果、FCサービスにおいては、取扱いアーティスト数・有料会員数ともに増加し、売上高の増加に貢献いたしました。また、ECサービスにおいても、サイト数・出荷金額ともに増加し、売上高が増加しました。当該売上高の増加に伴い、プロダクション向けロイヤリティ、倉庫物流業務委託費及び決済代行業者向け回収手数料等の変動費が増加したことにより、売上原価・販売費及び一般管理費が増加しました。

かかる状況の下、当連結会計年度の業績は、売上高1,721,729千円（前連結会計年度比51.3%増）、営業利益143,053千円（前連結会計年度は営業損失107,765千円）、経常利益132,089千円（前連結会計年度は経常損失107,267千円）、親会社株主に帰属する当期純利益115,897千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失148,335千円）となりました。

セグメント及び事業のサービス別の売上高については、以下のとおりであります。

①プラットフォーム事業

a. FCサービス

取扱いアーティスト数及び有料会員数が堅調に増加したことから、FCサービスの売上高は、1,248,640千円（前連結会計年度比68.2%増）となりました。

b. ECサービス

サイト数及び出荷金額が堅調に増加したことから、ECサービスの売上高は、433,998千円（前連結会計年度比43.6%増）となりました。

c. SKIYAKI TICKET

当連結会計年度中にサービスを開始して以来、取扱いアーティスト数及びチケット販売枚数が着実に増加したことから、SKIYAKI TICKETの売上高は、1,913千円となりました。なお、当社が受領する手数料相当の金額を売上高に計上しておりますが、チケットの累計取扱金額は、125,409千円となっております（平成29年7月31日現在。ユーザー間における二次流通売買分を含む。）。

d. SKIYAKI GOODS

投稿デザイン数、出荷金額ともに増加したことから、SKIYAKI GOODSの売上高は2,238千円（前連結会計年度比3,608.0%増）となりました。

e. その他

その他サービスの売上高は、クラウドファンディング・プラットフォームサービス、楽曲配信プラットフォームサービス、アーティストの楽曲に係るミュージックビデオの制作受託、アーティストグッズの受託製造販売、アプリ制作受託等に係る売上の計上により、22,922千円（前連結会計年度比70.5%減）となりました。

②その他事業

その他事業の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、連結子会社である株式会社ロックガレージにおける旅行・ツアー事業等であります。その他の売上高は、アーティストのファンクラブ旅行パッケージの販売等により、12,016千円（前連結会計年度比22.4%減）となりました。

第15期第2四半期連結累計期間（自平成29年2月1日至平成29年7月31日）

当第2四半期連結累計期間のわが国経済は、政府及び日銀による各種政策の効果により、企業収益や雇用情勢は改善し、個人消費も持ち直しの動きが続き、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響が懸念されるなど、今後の動向は依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社グループは、アーティストに係るFCサービス、アーティストグッズ等のECサービス及び電子チケットサービス「SKIYAKI TICKET」の取扱いアーティスト数を増やし、取引規模を拡大させて参りました。これにより、平成29年7月31日現在における「SKIYAKI EXTRA」の総登録会員数は118万人となり、前連結会計年度末比で19.7万人（20.0%）増加しました。

FCサービスについては、取扱いアーティスト数・有料会員数ともに前連結会計年度末比で増加し、売上高の増加に貢献しました。ECサービスについても、取扱いアーティスト数・出荷金額ともに増加し、売上高が増加しました。当該売上高の増加に伴い、プロダクション向けロイヤリティ、倉庫物流費用及び決済代行業者向け回収手数料等の変動費が増加したことにより、売上原価・販売費及び一般管理費が増加しました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高1,191,489千円、営業利益139,387千円、経常利益137,639千円、親会社株主に帰属する四半期純利益115,881千円となりました。

セグメント及び事業のサービス別の売上高については、以下のとおりであります。

①プラットフォーム事業

a. FCサービス

取扱いアーティスト数及び有料会員数の増加により、FCサービスの売上高は822,142千円となりました。

b. ECサービス

取扱いアーティスト数及び出荷金額の増加により、ECサービスの売上高は338,087千円となりました。

c. SKIYAKI TICKET

取扱いアーティスト数及び取扱い金額の増加により、SKIYAKI TICKETの売上高は5,033千円となりました。

d. SKIYAKI GOODS

出荷金額の減少により、SKIYAKI GOODSの売上高は862千円となりました。

e. その他

その他の売上高は、平成29年2月に劇場公開されたドキュメンタリー映画「MY FIRST STORY Documentary Film - 全心 -」に係る制作受託、クラウドファンディング・プラットフォームサービスの提供、その他上記に含まれないサービスに係るシステム提供及びサイト構築業務受託等により、21,506千円となりました。

②その他事業

その他事業の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、連結子会社である株式会社ロックガレージにおける旅行・ツアー事業等であります。その他事業の売上高は、アーティストのファンクラブ旅行パッケージの販売等により、3,857千円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

第14期連結会計年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末より237,308千円増加し640,969千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度は、FCサービス及びECサービスともに有料会員数・出荷額がそれぞれ堅調に増加したことで、売上高が前連結会計年度比51.3%増加し、営業利益143,053千円（前連結会計年度は営業損失107,765千円）を計上するなど、営業活動全体を通じた収益基盤の強化が顕著になりました。当該営業活動の結果得られた資金は、328,563千円（前連結会計年度は138,961千円を獲得）となりました。

この主たる要因は、税金等調整前当期純利益132,089千円、預り金の増加166,787千円、前受収益の増加105,486千円、仕入債務の増加98,222千円、売上債権の増加107,597千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度は、当社グループの収益基盤をより一層強固にし、企業グループ全体としての成長を加速させるため、自社サービスプラットフォームの付加価値向上及び事業上のシナジーが見込まれる有望企業に対して、積極的な事業投資を行いました。当該投資活動の結果使用した資金は、91,255千円（前連結会計年度は4,960千円の使用）となりました。

この主たる要因は、独自の技術を開発しVR映像事業を行う2501株式会社の株式取得による支出30,000千円（投資有価証券の取得による支出）、プラットフォームに関する機能追加及び付加価値向上のための自社ソフトウェア製作に係る支出18,531千円（無形固定資産の取得による支出）、主に社内利用PCの購入等による支出3,308千円（有形固定資産の取得による支出）、持分法適用関連会社でありコンサート・イベント企画制作事業を行う株式会社SKIYAKI OFFLINEの株式取得による支出13,100千円（関係会社株式の取得による支出）、同社の成長及び取引規模拡大に伴う資金需要増加に因應するための関係会社長期貸付金の支出25,000千円（関係会社貸付けによる支出）によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

該当事項はありません（前連結会計年度は1,400千円の使用）。

第15期第2四半期連結累計期間（自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日）

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末より226,317千円増加し、867,286千円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間においては、FCサービス及びECサービスともに有料会員数・出荷金額がそれぞれ堅調に推移したことで売上高が増加し、営業利益139,387千円を計上するなど、営業活動全体を通じた収益基盤の強化が顕著になりました。当該営業活動の結果得られた資金は、281,938千円となりました。

この主たる要因は、税金等調整前四半期純利益133,945千円、前払費用の増加89,369千円、仕入債務の増加36,145千円、預り金の増加112,235千円、前受収益の増加100,003千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動の結果使用した資金は、55,621千円となりました。この主たる要因は、自社サービスプラットフォーム「SKIYAKI EXTRA」の付加価値向上のためのシステム開発人件費のうち、ソフトウェアとして資産計上した金額7,422千円（無形固定資産の取得による支出）、当連結会計年度中に移転予定である新本社ビルの賃貸借契約に基づく敷金及び保証金の差入による支出44,321千円、映画・映像関連の制作委員会に対する出資金の払込による支出11,664千円、同制作委員会に対する出資金の回収による収入4,352千円、持分法適用関連会社である株式会社SKIYAKI OFFLINE向け貸付金の回収による収入4,166千円等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

該当事項はありません。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注状況

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注状況の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

第14期連結会計年度及び第15期第2四半期連結累計期間の販売実績をセグメント及びサービスの種類別に示すと、次のとおりであります。

セグメント及びサービスの名称	第14期連結会計年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)		第15期第2四半期連結累計期間 (自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日)
	金額 (千円)	前年同期比 (%)	金額 (千円)
プラットフォーム事業			
FCサービス	1,248,640	168.2	822,142
ECサービス	433,998	143.6	338,087
SKIYAKI TICKET	1,913	—	5,033
SKIYAKI GOODS	2,238	3,708.0	862
その他	22,922	29.5	21,506
報告セグメント計	1,709,712	152.3	1,187,632
その他事業			
G TRAVEL	12,016	77.6	3,857
合計	1,721,729	151.3	1,191,489

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. SKIYAKI TICKETは、第14期連結会計年度よりサービス提供を開始した電子チケットサービスであり、当社が受領する手数料相当の金額を販売実績として記載しておりますが、その累計取扱金額は125,409千円であります(平成29年7月31日現在。ユーザー間における二次流通売買分を含む。)

3. SKIYAKI GOODSは、第13期連結会計年度よりサービス提供を開始したオリジナルオンデマンドグッズサービスであり、投稿デザイン総数は16,436点であります(平成29年7月31日現在)。

4. G TRAVELは、子会社である株式会社ロックガレージが提供している国内募集型企画旅行サービスであり、アーティストのファンクラブ旅行パッケージ等の販売実績のうち、同社が売上として計上する手数料相当の金額を記載しております。

3 【対処すべき課題】

当社グループが属する音楽業界・エンタテインメントを主として取り扱うIT業界においては、当社グループ及び大手数社がシェアを持つ構図になっております。

このような状況の下、当社グループは、ワンストップ・ソリューションプラットフォーム「SKIYAKI EXTRA」の優位性が他社に対する強みであると考えており、その強みを活かして大手コンテンツホルダー企業に対して継続的に営業を行って参りました。その結果、大手コンテンツホルダー企業と業務提携契約を締結し、会員数を伸ばして参りました。

一方で、現状、小規模な組織により事業を運営していることもあり、コーポレート・ガバナンスの強化も重要な課題として認識しております。また、当社グループサービスの要である「SKIYAKI EXTRA」に更なる競争力を持たせるために、より一層十分な開発リソースを確保していく必要があることも課題として認識しております。

以上を踏まえ、当社グループとしましては、以下の具体的な課題に取り組んで参ります。

①人材の確保

現在IT業界においては、優秀な人材（とりわけ、エンジニア）の確保が厳しい状況が続いております。当社グループとしましては、従業員が働きやすい環境づくりや福利厚生の充実を図っております。

具体的には、まず、独自開発の社内業務管理システム「INTRA」や電子稟議システムの導入等により業務の効率化を推進することで、従業員が仕事とプライベートを両立できる環境の構築に努めており、従業員の月平均の所定外労働時間は、全体で約9時間51分、エンジニアに限ると約7時間54分となっております（いずれも平成28年7月～平成29年2月実績。なお、一般社団法人情報サービス産業協会が平成28年7月に実施した調査によれば、同協会に加盟する事業者におけるエンジニアの月平均の所定外労働時間は、約23時間4分であります。）。

また、若手従業員を対象に社内独自作成の教材を用いて毎週開催するリーダー育成の社内講習会「SKIYAKIアカデミア」や、エンジニアが集まり定期的に開催する社内勉強会などの施策により、従業員に学びと気づきの機会を提供しております。

さらに、求職者を惹きつけるような魅力あるアーティストのファンクラブ・ファンサイトを継続的にリリースしていくこと自体が、当社グループの業務の魅力とやりがいをわかりやすい形で伝えるための重要な手段になると考えております。

②コンテンツ力の更なる強化

当社グループでは、既存コンテンツの継続的な成長に加え、新規コンテンツの獲得のための新たなパートナー獲得に向けた取り組みを行っております。引き続き、大手コンテンツホルダー企業とのアライアンスの促進や、プレイク前のアーティストの発掘等を行って参ります。また、新たなジャンルの開拓として、漫画、アニメ、ゲーム領域及びそれらを原作とする2.5次元ミュージカルを対象とした営業活動を強化しております。

③内部管理体制の強化

当社が今後一層の事業拡大を進めるとともに事業環境の変化に適応していくためには、内部管理体制を強化していくことも重要であると考えております。当社としましては、内部統制の実効性を高めコーポレート・ガバナンスを充実していくことで、リスク管理の徹底や業務の効率化を図っていきます。

④システム基盤の強化

当社グループが目指している「創造革命」を実現するには、単なるコンテンツの提供者という立ち位置から、トータルソリューションを提供するプラットフォーマーへの転身が必要であります。また、当社グループは収益の基盤となるサービスをインターネット上で展開していることから、システム稼働の安定性を確保することが重要な経営課題であると認識しております。「SKIYAKI EXTRA」の利用者増加に対応するための負荷分散等、継続的にシステム基盤の強化を図っていく方針であります。

⑤会員情報の管理体制

当社グループの事業では多数の会員の個人情報を取り扱っており、その数はサービスの拡大に比例して増加しております。そのため、今後個人情報の管理体制をより一層厳格に行うことを重要な課題として認識しております。不正アクセス等への事前対策はもちろん、情報漏洩の多くが内部の関係者のヒューマンエラーに起因しているという実情を踏まえ、情報の取り扱いに関する社内規程を厳格に定め、情報セキュリティに関する社内研修を定期的実施し、引き続き従業員の情報管理意識及び情報リテラシーの向上に努めて参ります。なお、万が一の事態に備え、個人情報漏洩時の損害保険にも加入しております。

⑥グローバルな事業展開

当社グループでは、社名にも想いを込めたように、グローバルな事業展開を標榜しております。「SKIYAKI EXTRA」を中核とした当社グループのサービスをグローバルに展開し、世界中のアーティスト・クリエイターに利用してもらえるよう、現地法人設立の検討や、現地でのパートナー企業の選定、協業の際の当社グループシステムとの連携等も重要な経営課題として認識しております。

⑦他の企業との資本提携の推進

当社グループは、当社及び連結子会社1社、持分法適用関連会社1社により構成されておりますが、当社グループを取り巻く事業環境の急激な変化に対応し、収益基盤をより一層強化するためには、他の企業との資本提携の推進が必要であると考えております。

今後の具体的なM&A戦略として、当社グループとのシナジーが見込まれる以下の事業領域における企業との資本提携を検討しております。

- ・既存サービスに関連する事業領域（ファンクラブ、EC、チケット、コンサート、イベント、旅行、映像等）
- ・既存または新たに提供するコンテンツに関連する事業領域（音楽、漫画、アニメ、出版、舞台、ミュージカル、キャラクター、ゲーム等）
- ・新たな技術革新に関連する事業領域（VR、AR、MR、AI、ブロックチェーン、仮想通貨、個人間決済等）

なお、平成30年1月期において、コンサート・イベント制作事業を営む企業との資本提携に係る出資（株式取得費用）として85,500千円、平成31年1月期において、漫画、アニメ等に関連するWebサービス事業を営む企業との資本提携に係る出資（株式取得費用）として100,000千円、平成32年1月期において、オンデマンドグッズ製作事業を営む企業との資本提携に係る出資（株式取得費用）として100,000千円を予定しております。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因には該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生する可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 当社グループ事業に関するリスク

①コンテンツホルダーのリスク

当社グループの事業は、コンテンツホルダー企業との契約に基づき、アーティスト、タレント等のファンクラブサービスやオンデマンドによるファングッズの制作・販売サービスを提供しております。仮に、取扱いアーティスト、タレント等に引退、活動休止、解散といった事象が生じた場合や、ファンの嗜好の変化等によりアーティストの人气が衰えた場合、ファンクラブサービスに係る収益が減少し、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。また、ファンクラブと関連してファングッズの販売のためのECサービスにおける商品の受注、梱包、発送、代金回収までの一連の業務の代行も提供しているため、新商品の販売が長期に亘って行われなかったり、アーティストの活動休止や引退、解散、人気の凋落等の事象が生じた場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。さらに、コンテンツホルダー企業が、他社サービスへの移管等の理由により当社グループとの契約を終了させた場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

②通信事業者課金プラットフォームのリスク

当社グループのファンクラブサービスは、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社といった各通信事業者(以下「キャリア」という。)が提供する課金プラットフォームを利用したキャリアの公式サイトとしてサービスを提供し、キャリアを通じて利用料の回収を行っております。当社グループは、キャリアとの間でコンテンツ配信及び情報料回収代行サービスに係る契約(自動更新有。)を締結しております。しかしながら、各キャリアの経営方針が変更された場合や、当社グループと各キャリアとの関係が悪化するなど何らかの要因により当該契約の更新がなされない場合、当社グループの事業展開並びに財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

③債権の回収漏れリスク

当社グループのファンクラブサービスの提供によって生じる利用料は、主として個人利用者から支払われるものであり、その回収はキャリアを通じて行っております。このうち、株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社との回収代行の契約においては、情報料の回収が行えないまま一定期間が終了すると、回収代行業務は免責されることとなっております。平成29年1月期における上記キャリア債権の回収不能金額は173千円(貸倒実績率0.12%)と影響は軽微ですが、今後、未納者数及び未納額が増加した場合、貸倒引当金の計上額が増加し、当社グループの経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループのECサービスにおいても、販売先は主として個人利用者であります。代金引換えによる決済方法が選択され、かつ、長期不在や商品の受取拒否等により購入者から代金が回収できない場合、出荷時に計上した売上高を取り消す必要があることから、多数の返品や受取拒否等が発生した場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

④知的財産権の侵害に基づく訴訟リスク

プラットフォームの開発にあたっては、より充実したサービスを提供するためにモジュール開発を行っております。このモジュール開発にあたって、第三者の特許権をはじめとする知的財産権への抵触が発生する可能性は否定できません。一方で、第三者によって当社グループの知的財産権が侵害される可能性も否定できません。当社グループでは、このような権利侵害等を防止すべく、専門家による調査等の情報収集や、当社グループの権利確保のための特許権等の出願に努めております。

しかしながら、知的財産権の侵害に基づく損害賠償等を求める又は求められる訴訟が生じた場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

⑤個人情報漏洩による損害賠償リスク

当社グループでは、ファンクラブサービス及びECサービスを提供するにあたって、利用者の個人情報を取り扱う場合があります。そのため、当社グループでは、個人情報の取扱いを社内規程に定めるとともに、社員研修の実施等により、セキュリティへの意識の喚起や情報リテラシーの向上に努めております。しかしながら、個人情報の流出が発生する可能性は否定できないため、万が一、個人情報の流出といった事故が発生した際には、損害賠償請求訴訟等によって、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに大きな影響を及ぼす可能性があります。

⑥機密情報の取り扱い

当社グループが提供するファンクラブサービスにおいては、芸能プロダクションやアーティスト等のコンテンツホルダーから、事前に情報の提供を受けることもあるため、機密保持契約において機密保持に関する規定を定めるとともに、全ての当社グループ従業員からも当該機密保持に関する誓約書を受領しており、社員研修等において、情報管理に対する注意喚起や情報リテラシーの向上に努めております。

しかしながら、万が一、故意又は過失によって、事前に知り得た情報を流出してしまった場合、当社グループに対する信用失墜や損害賠償責任等が発生し、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

⑦為替変動によるリスク

当社グループでは、自社でサーバを持たずAmazon Web Services(アメリカ合衆国に本社を置くAmazon Web Services, Inc. が提供するクラウドコンピューティングサービス。以下「AWS」という。)を利用して各サービスを提供しております。AWSの利用料金は米ドル建てでの支払と定められており、為替変動による影響を受けることとなります。平成29年1月期における為替差損は262千円と僅少ですが、為替相場が米ドルに対して円安に推移すると、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

⑧新たな法的規制について

当社グループが事業を展開するにあたり、主に「著作権法及び著作権法施行令による規制」、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」、並びに「製造物責任法」等の規制対象となるため、これらの法令等に対する遵守体制を構築しております。

しかしながら、これらの法令等が改正され規制が強化された場合、または新たに当社グループの事業活動を規制する法令等が制定された場合には、追加的な対応や事業への何らかの制約が生じることにより、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

⑨製造物責任について

当社グループは、アーティストのグッズを中心に、物販サイトにおいて自ら又は第三者の製造した商品を販売しております。かかる商品の多くは一般雑貨であり、通常人体や他の物品に危害を及ぼすおそれの低いものですが、危害の生じる可能性を完全に否定することはできません。被害者から損害賠償の請求や訴訟による責任追及を受けた場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社グループ事業体制に関するリスク

①特定人物への依存について

当社の代表取締役である宮瀬卓也は、音楽・芸能業界に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定、重要な取引先との交渉等、事業継続の上で重要な役割を果たしております。

当社グループは、今後の業容・人員拡大も視野に入れ、音楽・芸能関連の事業に精通する人材の招聘を図っており、同人に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。

しかしながら、何らかの事情により、同人が当社グループから離職した場合、または十分な業務執行が困難となった場合には、今後の当社グループの事業展開並びに財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

②システムトラブルによるリスク

当社グループのサービスは、インターネットを介して利用者に提供しております。利用者に快適に利用して頂くために、当社グループでは安全性やセキュリティ等にも配慮をし、随時モニタリングを実施しております。また、各コンテンツホルダーからは事前に情報提供を受け、アクセスの集中が予想される場合には体制の強化を図るなどの対策を実施しております。

しかしながら、当社グループの予期しない要因によるアクセスの増加に伴う一時的な過負荷や自然災害等によるシステムトラブルによってサービス提供が困難になる可能性があります。その場合、コンテンツホルダー、各提携先及び利用者の当社グループに対する信用の低下、システムの改修費の増加、コンテンツホルダーからの損害賠償請求への対処が生じ、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

③競合及びモバイルコンテンツ配信の市場動向について

当社グループは、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社のそれぞれの公式サイトを通じて、携帯電話利用者に対する各種サービスの提供を行っております。しかしながら、当社グループと類似のサービスプロバイダーが増加するに伴い、提供するサービスの差別化が難しくなっております。加えて、ライセンスの獲得競争が激化傾向にあります。したがって、これら他社との競合関係において、当社グループが迅速かつ優勢的に事業展開できない場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

また、スマートフォンの普及が進み、提供サービスやその課金形態も多様化するなどモバイルコンテンツ配信市場を取り巻く環境は大きな転換点を迎えていると考えられます。当社グループの運営する公式サイトは、すでにスマートフォン向け公式サイトがフィーチャーフォン向けを上回っており、今後についてもスマートフォン向けコンテンツ、サイトを充実させていく方針であります。しかしながら、いまだに当社グループのフィーチャーフォン向け公式サイトからの収益が一定の割合を占めております。そのため、当社グループの想定を上回るペースでフィーチャーフォン向けの会員数が減少した場合や、スマートフォンの普及に伴い新たなサービスが創出され、既存のサービスが急速に衰退した場合、あるいは当社グループのスマートフォン向けサービスに係るコンテンツ等の提供が計画通りに進まず、収益の確保ができなかった場合等には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに重大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他のリスク

①新株予約権について

当社グループは、業績向上に対する意欲や士気を一層高め、また経営参加意識の向上を図ることを目的として、ストック・オプション制度を採用しており、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社グループの役員等に対して新株予約権を付与しております。そのため、将来において新株予約権が行使された場合、当社グループの株式価値が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は88,900株であり、発行済株式総数1,835,000株の4.8%に相当します。

②特定株主による株式の保有割合について

本書提出日現在における当社の発行済株式総数は、1,835,000株であり、このうち966,000株（発行済株式総数1,835,000株に対する所有割合52.6%）をカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が保有しております。

そのため、当社の上場後に同社により株式が売却される可能性があります。そのような場合には、短期的に需給が悪化し、当社の株価が低下する可能性があります。

③資金使途について

今回、当社が計画している株式上場による調達資金は、主に業績拡大に向けたSKIYAKI EXTRAの機能拡張、新規サービス開発、資本提携・出資及び本社移転等に充当する予定であります。しかしながら、急速に変化する事業環境へと柔軟に対応していくため、調達資金は現時点における計画以外に充当される可能性があります。また、現時点における計画に沿って資金を使用した場合においても、当社グループが想定する通りの投資効果をあげられない可能性があります。

④親会社グループとの関係について

当社グループは、親会社であるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社を中心とした企業集団であるCCCグループに属しております。同社は、当社グループの議決権の52.6%（本書提出日現在）を保有する筆頭株主であり、「『カルチュア・インフラ』を、つくっていくカンパニー。」をブランド・ステートメントとして掲げ、書店事業を中心としたエンタテインメント事業、Tポイントを中心としたデータベース・マーケティング事業のほか数々のネットサービスや新たなプラットフォームサービスを企画し、それらのプラットフォームを通じて新しいライフスタイルの提案を行っております。

当社グループのプラットフォーム事業において、CCCの会員基盤やTSUTAYAなどの事業基盤を活用した資本・業務提携を行っております。今後、FCサービス、ECサービス、ライブ、TSUTAYA店頭等において連携したプラットフォームを提供し、アーティストとファンの双方にとって付加価値の高い事業を展開していく予定です。

従って、CCCグループの当社グループに対する基本方針等に変更が生じた場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

なお、CCCグループ内に当社グループと競合する会社はありません。

ア CCCグループとの取引関係について

当社グループは、CCCグループに属するカルチュア・エンタテインメント株式会社との取引を行っており、平成30年1月期において、同社との協業サービスである「T-FAN」に係るシステム開発業務受託料として11,200千円の売上高を計上しております。

イ CCCグループとの役員の兼務関係について

本書提出日現在における当社役員8名のうち、CCCグループから派遣されている者は1名であり、その者の氏名、当社及びCCCグループにおける役職、兼任の理由は以下のとおりです。

氏名	当社における役職	CCCグループにおける役職		兼任の理由
菅沼 博道	取締役	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	執行役員兼ミュージックライフスタイル研究所所長	経営陣強化のため兼任
		カルチュア・エンタテインメント株式会社	取締役	
		株式会社パワートゥザピープル	取締役	

ウ 親会社からの独立性の確保について

当社グループは、各事業における営業活動等、すべての業務を独自に意思決定し事業展開しております。また、CCCグループからの役員の兼務状況は当社グループ独自の経営判断を妨げるものではなく、経営の独立性は確保されていると認識しております。

⑤税務上の繰越欠損金について

平成29年1月期末時点において、当社グループは税務上の繰越欠損金を有しております。今後、当社グループの業績が順調に推移し、現存する税務上の繰越欠損金が解消され、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が発生する場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

⑥新規事業展開に伴うリスクについて

当社グループでは、プラットフォーム事業を拡充するための新規事業を開発しております。今後、新規事業の開発に際して開発の遅れや当初予測していなかった事象の発生等により、当初の見込みどおりに事業の展開ができず、投資を回収できなくなった場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	契約の名称	契約内容	契約締結日・期間
株式会社NTTドコモ	「ケータイ払い決済サービス加盟店規約」	当社が提供するコンテンツの情報料を株式会社NTTドコモが当社に代わって利用者より回収することを目的とする契約。	平成26年5月14日 契約期間の定めなし (相手方への終了告知後一定期間経過で終了)
KDDI株式会社	「まとめてau支払い利用規約」	当社が提供するコンテンツの情報料を、KDDI株式会社が当社に代わって利用者より回収することを目的とする契約。	平成22年4月16日 契約期間の定めなし (相手方への終了告知後一定期間経過で終了)
ソフトバンクモバイル株式会社	「プロバイダー向けソフトバンクまとめて支払い(A)利用規約」	当社が提供するコンテンツの情報料を、ソフトバンクモバイル株式会社が当社に代わって利用者より回収することを目的とする契約。	平成23年6月30日 自 平成23年6月30日 至 平成24年3月31日 (自動更新: 30日前、半年間延長)
ベリトランス株式会社	「VeriTrans3G利用契約」	当社が提供するサービスの代金を、ベリトランス株式会社が当社に代わって利用者より回収することを目的とする契約。	平成27年5月1日 自 平成27年5月1日 至 平成28年4月30日 (自動更新: 2ヶ月前、1年間延長)
	「VeriTrans3G利用契約マーチャント追加に関する覚書」	当社が提供するサービスの代金を、ベリトランス株式会社が当社に代わって利用者より回収することを目的とする契約に関する合意事項。	平成27年5月1日 VeriTrans3G利用契約の期間に従う。
株式会社ロジスティクスウェブジャパン	「業務委託基本契約書」	当社のECサービスの提供にあたって、お預かりした商品を保管・管理・配送等の業務を委託することを目的とする契約。	平成28年12月1日 自 平成28年12月1日 至 平成30年1月31日 (自動更新: 期限まで、1年間延長)
佐川急便株式会社	「e-コレクト基本規約」 「e-コレクトカード加盟店規約」	当社のECサービスの提供にあたって、購入者が代引きによる支払を選択した場合に、当社に代わって購入者から代金を回収する業務を委託することを目的とする契約。	平成25年7月31日 申込承諾の日から1年間 (自動更新: 3ヶ月前、1年間延長)
佐川フィナンシャル株式会社			

6 【研究開発活動】

当社グループは、高度情報化社会の発展に伴う急速なテクノロジーの進化に対応し、サービスのユーザーに対して価値のある革新的なサービスを提供していくため、事業ドメインであるFanTech領域において、主として以下の技術に係る研究開発活動に取り組んでおります。

(1) 「ブロックチェーン（※1）」技術の自社サービスへの実装

エンタテインメント領域でのブロックチェーン技術の活用を目的に、BCCC(ブロックチェーン推進協会)に加盟し、日本における先端企業・研究機関との情報交換や、技術調査・開発を行っております。

(2) 「人工知能（※2）」技術の自社サービスへの応用

当社グループの利用者であるファンからの問い合わせ・サポート業務に人工知能技術を応用し、業務の効率化のみならず、問い合わせデータの解析による各種サービス改善を行って参ります。

(3) 「VR（※3）」技術による新規サービスの創出

VR技術を利用した360°リアルタイムVR LIVE配信の研究開発を行っております。VR映像配信において高い技術力・知見を有する2501株式会社と資本・業務提携を行い、協力体制のもと、開発・検証を行なっております。ライブエンタテインメント領域に新しい事業モデル・マーケットを創出していく所存です。

(※1) 「ブロックチェーン」とは、ビットコインの中核技術として発明された、ピア・ツー・ピア方式によるデータ処理の基盤技術のことを指します。複数のコンピューターが分散合意形成を行い、暗号署名をしながらブロック単位で複数データを処理する点が特徴です。

(※2) 「人工知能」とは、人工的にコンピューター上などで人間と同様の知能を実現させようという試み、あるいはその一連の基礎技術のことを指します。「AI (Artificial Intelligence)」とも呼ばれます。

(※3) 「VR」とは、Virtual Realityの略で、現物・実物ではないが、機能としての本質は同じであるような環境を、ユーザーの五感を含む感覚を刺激することにより理工学的に作り出す技術及びその体系のことを指します。「仮想現実」または「人工現実感」とも呼ばれます。

第14期連結会計年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

当連結会計年度における研究開発は、当社のエンジニアリング部門における上記自社サービスへのブロックチェーン技術の実装、人工知能技術の応用及びVR技術による新規サービスの創出等を中心に推進されており、当該エンジニアリング部門に所属する研究開発スタッフの総数はグループ全体で17名にのぼり、これは総従業員の38.6%を占めております（平成29年1月31日現在）。

なお、既存又は新規サービスを提供するための自社開発システムの設計及び構築の過程において、エンジニアの研究開発活動に係る人件費を売上原価へ計上しておりますが、これらは通常の開発活動と明確に区別することが困難であるため、「研究開発費等に係る会計基準」及び「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」に従い、売上原価へ労務費として一括で計上しており、当連結会計年度における労務費の総額は26,404千円となっております。

第15期第2四半期連結累計期間（自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日）

当第2四半期連結累計期間における研究開発活動は、当社のエンジニアリング部門である技術開発室における自社サービスへのブロックチェーン技術の実装、人工知能技術の応用及びVR技術を利用した新規サービスの創出等を中心に推進されております。

なお、既存または新規サービスを提供するための自社開発システムの設計及び構築の過程において、エンジニアの研究開発活動に係る人件費を売上原価に計上しておりますが、これらは通常の開発活動と区別することが困難であるため、「研究開発費等に係る会計基準」及び「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」に従い、売上原価へ労務費として一括で計上しており、当第2四半期連結累計期間における労務費の総額は20,620千円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されておりますが、この連結財務諸表の作成にあたっては、経営者により一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されております。これらの見積りについては、不確実性を伴うため、実際の結果はこれらとは異なる場合があります。この見積りにつきましては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っております。なお、この連結財務諸表の作成にあたる重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第14期連結会計年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

① 資産

当連結会計年度末における資産合計は、1,240,779千円と前連結会計年度末比514,647千円の増加となりました。

流動資産については、親会社株主に帰属する当期純利益の計上及びECサービスの前受金入金等により、現金及び預金が前連結会計年度末比237,308千円増加いたしました。また、年会費ファンサイト売上の増加等に伴い売掛金が107,597千円増加したことなどにより、流動資産合計は1,144,630千円と前連結会計年度末比461,032千円の増加となりました。

固定資産については、有形固定資産が2,556千円、無形固定資産が29,740千円、投資その他の資産が63,851千円となり、前連結会計年度末比53,615千円増加し、96,148千円となりました。これは主に、投資有価証券の取得による増加30,000千円、関係会社長期貸付金の増加16,420千円によるものであります。

② 負債

当連結会計年度末における負債合計は、968,737千円と前連結会計年度末比398,193千円の増加となりました。

流動負債については、取引規模の拡大に伴い買掛金が98,222千円増加、預り金が166,787千円増加、前受収益が105,486千円増加したことなどにより、前連結会計年度末比398,193千円の増加となりました。

固定負債については、該当ありません。

③ 純資産

当連結会計年度末における純資産合計は、272,041千円と前連結会計年度末比116,454千円の増加となりました。これは、当連結会計年度において親会社株主に帰属する当期純利益115,897千円を計上したことによる株主資本の増加及び非支配株主持分557千円の増加によるものであります。

第15期第2四半期連結累計期間（自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日）

① 資産

当第2四半期連結会計期間末における資産合計は1,603,732千円となり、前連結会計年度末に比べ362,953千円増加しました。

流動資産については、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上、ECサービスに係る前受金及び預り金の増加等により、現金及び預金が226,317千円増加しました。また、前払費用（主にプロダクション等へ支払う前払ロイヤリティ）の増加89,369千円等により、流動資産は1,461,011千円となり、前連結会計年度末に比べ316,380千円増加しました。

固定資産については、有形固定資産が3,387千円、無形固定資産が29,640千円、投資その他の資産が109,693千円となり、前連結会計年度末に比べ46,572千円増加し、142,721千円となりました。これは主に、当連結会計年度中に移転予定である新本社ビルに係る敷金及び保証金の差入による増加44,321千円によるものであります。

② 負債

当第2四半期会計期間末における負債合計は、1,216,873千円と前連結会計年度末に比べ248,135千円の増加となりました。

流動負債については、取引規模の拡大に伴う買掛金の増加36,145千円、預り金の増加112,235千円、前受収益の増加100,003千円等により、前連結会計年度末に比べ248,135千円の増加となりました。

なお、固定負債については該当ありません。

③ 純資産

当第2四半期会計期間末における純資産合計は、386,859千円と前連結会計年度末比114,817千円の増加となりました。これは、当第2四半期連結累計期間において親会社株主に帰属する四半期純利益115,881千円を計上したことによる株主資本の増加及び非支配株主持分の減少1,063千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

第14期連結会計年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

① 売上高

当連結会計年度の売上高は、主にFCサービス及びECサービスの売上増加により、前連結会計年度に比べ51.3%増加の1,721,729千円となりました。

② 売上原価

当連結会計年度の売上原価は、売上高増加に伴うロイヤリティ及び業務委託費等の増加により、前連結会計年度に比べ37.4%増加の1,046,026千円となりました。

③ 販売費及び一般管理費

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、主に売上高の増加に伴う回収手数料の増加により、前連結会計年度に比べ9.9%増加し、532,650千円となりました。

④ 営業利益

当連結会計年度の営業利益は、売上高の増加に伴い売上原価及び販売費及び一般管理費の変動費が増加した一方で、業務効率化等により固定費の増加を抑制した結果、143,053千円（前連結会計年度は107,765千円の営業損失）となりました。

第15期第2四半期連結累計期間（自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日）

① 売上高

当第2四半期連結累計期間の売上高は、主にFCサービス及びECサービスの売上増加により、1,191,489千円となりました。

② 売上原価

売上原価は、売上高増加に伴うロイヤリティ及び業務委託費等の増加により、732,466千円となりました。

③ 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は、売上高の増加に伴う回収手数料の増加等により、319,635千円となりました。

④ 営業利益

営業利益は、売上高の増加に伴い売上原価及び販売費及び一般管理費の変動費が増加した一方で、業務効率化等により固定費の増加を抑制した結果、139,387千円となりました。

⑤ 営業外損益

営業外収益は、関連会社に対する管理業務受託料1,080千円等の計上により、1,455千円となりました。

営業外費用は、株式公開費用2,000千円、持分法による投資損失1,057千円等の計上により、3,204千円となりました。

⑥ 経常利益

経常利益は、137,639千円となりました。

⑦ 特別損益、親会社株主に帰属する当期純利益

特別損失は本社移転費用により3,693千円となり、法人税、住民税及び事業税19,128千円並びに非支配株主に帰属する四半期純利益△1,063千円を計上した結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は115,881千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

第14期連結会計年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末より237,308千円増加し640,969千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度は、FCサービス及びECサービスともに有料会員数・出荷額がそれぞれ堅調に増加したことで、売上高が前連結会計年度比51.3%増加し、営業利益143,053千円（前連結会計年度は営業損失107,765千円）を計上するなど、営業活動全体を通じた収益基盤の強化が顕著になりました。当該営業活動の結果得られた資金は、328,563千円（前連結会計年度は138,961千円を獲得）となりました。

この主たる要因は、税金等調整前当期純利益132,089千円、預り金の増加166,787千円、前受収益の増加105,486千円、仕入債務の増加98,222千円、売上債権の増加107,597千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度は、当社グループの収益基盤をより一層強固にし、企業グループ全体としての成長を加速させるため、自社サービスプラットフォームの付加価値向上及び事業上のシナジーが見込まれる有望企業に対して、積極的な事業投資を行いました。当該投資活動の結果使用した資金は、91,255千円（前連結会計年度は4,960千円の使用）となりました。

この主たる要因は、独自の技術を開発しVR映像事業を行う2501株式会社の株式取得による支出30,000千円（投資有価証券の取得による支出）、プラットフォームに関する機能追加及び付加価値向上のための自社ソフトウェア製作に係る支出18,531千円（無形固定資産の取得による支出）、主に社内利用PCの購入等による支出3,308千円（有形固定資産の取得による支出）、持分法適用関連会社でありコンサート・イベント企画制作事業を行う株式会社SKIYAKI OFFLINEの株式取得による支出13,100千円（関係会社株式の取得による支出）、同社の成長及び取引規模拡大に伴う資金需要増加に因應するための関係会社長期貸付金の支出25,000千円（関係会社貸付けによる支出）によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

該当事項はありません（前連結会計年度は1,400千円の使用）。

第15期第2四半期連結累計期間（自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日）

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末より226,317千円増加し、867,286千円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間においては、FCサービス及びECサービスともに有料会員数・出荷金額がそれぞれ堅調に推移したことで売上高が増加し、営業利益139,387千円を計上するなど、営業活動全体を通じた収益基盤の強化が顕著になりました。当該営業活動の結果得られた資金は、281,938千円となりました。

この主たる要因は、税金等調整前四半期純利益133,945千円、前払費用の増加89,369千円、仕入債務の増加36,145千円、預り金の増加112,235千円、前受収益の増加100,003千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動の結果使用した資金は、55,621千円となりました。この主たる要因は、自社サービスプラットフォーム「SKIYAKI EXTRA」の付加価値向上のためのシステム開発人件費のうち、ソフトウェアとして資産計上した金額7,422千円（無形固定資産の取得による支出）、当連結会計年度中に移転予定である新本社ビルの賃貸借契約に基づく敷金及び保証金の差入による支出44,321千円、映画・映像関連の制作委員会に対する出資金の払込による支出11,664千円、同制作委員会に対する出資金の回収による収入4,352千円、持分法適用関連会社である(株)SKIYAKI OFFLINE向け関係会社貸付けの回収による収入4,166千円等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

該当事項はありません。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社グループは、モバイルコンテンツ市場及びEC関連市場が今後も成長を続けるものと見込んでおり、両分野での業績拡大に向け注力していきます。また、競合他社との競争を優位に進めていくため、プラットフォーム戦略を採用し、業績拡大に向け注力しております。

具体的には、当社グループが開発した基幹システム「SKIYAKI EXTRA」では、①FCサービス、②ECサービス及び③チケット販売が可能となっており、その他にも、「SKIYAKI EXTRA」を補完するためのサービスを企画し、継続的に提供しております。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループの経営陣は、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおり、当社グループが今後の業容拡大を遂げるためには、厳しい環境の下で、様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。そのために、当社グループのプラットフォームに求められる付加価値を継続的に見直していくとともに、新たな付加価値を提供できるシステムの構築や新たなサービスのプロデュース、高性能なデバイスに対応したコンテンツの提供等を行って参ります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第14期連結会計年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、21,840千円（うち有形固定資産3,308千円、無形固定資産18,531千円。すべてプラットフォーム事業）であります。その主なものは、プラットフォーム事業におけるサービス基幹システム「SKIYAKI EXTRA」の製作に係るソフトウェア資産17,237千円であります。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

第15期第2四半期連結累計期間（自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日）

当第2四半期連結累計期間中に実施した設備投資の総額は、9,038千円（うち有形固定資産1,616千円、無形固定資産7,422千円。すべてプラットフォーム事業）であります。その主なものは、プラットフォーム事業におけるサービス基幹システム「SKIYAKI EXTRA」の製作に係るソフトウェア資産7,422千円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間における重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成29年1月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	プラットフォーム 事業	本社機能	179	2,377	29,740	32,297	44 (8)

(注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。

2. 本社事務所は賃貸物件であり、年間賃借料22,150千円であります。

3. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

(2) 国内子会社

国内子会社である㈱ロックガレージについては、本社（東京都渋谷区）に設備が存在しないため記載しておりません。なお、本社事務所は賃貸物件であり、年間賃借料968千円であります。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】（平成29年8月31日現在）

当社は、第15期連結会計年度（自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日）における本社移転を計画しており、最近日現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

（重要な設備の新設）

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完成予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社本社	東京都 渋谷区	プラット フォーム事業	内装工事費等	10,230	—	新株発行	平成29.10	平成29.10	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	7,340,000
計	7,340,000

(注) 平成29年4月28日開催の取締役会決議により、平成29年6月1日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は6,340,000株増加し、7,340,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,835,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	1,835,000	—	—

(注) 1. 平成29年4月28日開催の取締役会決議により、平成29年6月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより発行済株式数は1,743,250株増加し、1,835,000株となっております。
2. 平成29年9月1日開催の株主総会決議により、平成29年9月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成24年7月25日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成29年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	9	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	900(注)1	18,000(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,500(注)1	125(注)2,5
新株予約権の行使期間	自平成26年7月26日 至平成34年7月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,500 資本組入額 1,250 (注)5	発行価格 125 資本組入額 63 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。

②新株予約権者は、1個の新株予約権を分割して行使することはできない。

③新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年以内に限り、その相続人が当社所定の手続きに基づき、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の事由が生じた場合、新株予約権を全取締役の承認により無償で取得することができる。

①新株予約権者が、新株予約権を行使する前に当社の取締役、監査役若しくは従業員の地位を失ったとき。

②当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約書又は株式移転に関する事項が株主総会で承認されたとき。

5. 平成25年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、平成29年6月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権（A）（平成25年4月18日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成29年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数（個）	2	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	200（注）1	4,000（注）1, 4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	7,000（注）2	350（注）2, 4
新株予約権の行使期間	自 平成27年4月19日 至 平成35年3月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 7,000 資本組入額 3,500	発行価格 350 資本組入額 175 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

上記の算式において、「発行済普通株式総数」とは自社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

新株予約権者が下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において特に認めた場合は、この限りでない。

- ①当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む）または従業員たる地位。
- ②当社取締役会において社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者）として認定された地位。

4. 平成29年6月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権(B) (平成25年4月18日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成29年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	2	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200(注)1	4,000(注)1, 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7,000(注)2	350(注)2, 4
新株予約権の行使期間	自平成25年4月19日 至平成35年3月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,000 資本組入額 3,500	発行価格 350 資本組入額 175 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

上記の算式において、「発行済普通株式総数」とは自社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

新株予約権者が下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において特に認めた場合は、この限りでない。

- ①当社及び当社子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。
- ②当社取締役会において社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。

4. 平成29年6月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権(A) (平成26年5月15日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成29年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	400	330
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	400(注)1	6,600(注)1, 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7,000(注)2	350(注)2, 4
新株予約権の行使期間	自平成28年5月16日 至平成35年5月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,000 資本組入額 3,500	発行価格 350 資本組入額 175 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

上記の算式において、「発行済普通株式総数」とは自社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

新株予約権者が下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において特に認めた場合は、この限りでない。

- ①当社及び当社子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。
- ②当社取締役会において社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。

4. 平成29年6月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権(B) (平成26年5月15日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成29年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	30	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30(注)1	600(注)1, 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7,000(注)2	350(注)2, 4
新株予約権の行使期間	自平成26年5月17日 至平成35年5月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,000 資本組入額 3,500	発行価格 350 資本組入額 175 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

上記の算式において、「発行済普通株式総数」とは自社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

新株予約権者が下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において特に認めた場合は、この限りでない。

- ①当社及び当社子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。
- ②当社取締役会において社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。

4. 平成29年6月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権(A) (平成27年6月11日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成29年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	1,890	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,890(注)1	37,800(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7,000(注)2	350(注)2,4
新株予約権の行使期間	自平成29年6月12日 至平成37年6月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,000 資本組入額 3,500	発行価格 350 資本組入額 175 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

上記の算式において、「発行済普通株式総数」とは自社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

新株予約権者が下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において特に認めた場合は、この限りでない。

- ①当社及び当社子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。
- ②当社取締役会において社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。

4. 平成29年6月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権(A) (第2次) (平成27年10月15日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成29年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	50	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50(注)1	1,000(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7,000(注)2	350(注)2,4
新株予約権の行使期間	自平成29年10月16日 至平成37年10月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,000 資本組入額 3,500	発行価格 350 資本組入額 175 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

上記の算式において、「発行済普通株式総数」とは自社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

新株予約権者が下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において特に認めた場合は、この限りでない。

- ①当社及び当社子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。
- ②当社取締役会において社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。

4. 平成29年6月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権(B) (第2次) (平成27年10月15日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成29年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	30	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30(注)1	600(注)1, 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7,000(注)2	350(注)2, 4
新株予約権の行使期間	自平成29年10月16日 至平成37年10月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,000 資本組入額 3,500	発行価格 350 資本組入額 175 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

上記の算式において、「発行済普通株式総数」とは自社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

新株予約権者が下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において特に認めた場合は、この限りでない。

- ①当社及び当社子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。
- ②当社取締役会において社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。

4. 平成29年6月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権(B) (第3次) (平成28年4月14日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成29年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	30	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30(注)1	600(注)1, 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7,000(注)2	350(注)2, 4
新株予約権の行使期間	自平成30年4月15日 至平成38年4月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,000 資本組入額 3,500	発行価格 350 資本組入額 175 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

上記の算式において、「発行済普通株式総数」とは自社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

新株予約権者が下記のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において特に認めた場合は、この限りでない。

- ①当社及び当社子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。
- ②当社取締役会において社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。

4. 平成29年6月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権(A) (平成29年1月27日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成29年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	600	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600(注)1	12,000(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,300(注)2	615(注)2,5
新株予約権の行使期間	自平成31年1月31日 至平成38年12月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,300 資本組入額 6,150	発行価格 615 資本組入額 308 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、下記(a)(b)のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。

(a) 当社及び当社子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。

(b) 当社の取締役会において社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

5. 平成29年6月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権(B) (平成29年1月27日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成29年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	200	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200(注)1	4,000(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,300(注)2	615(注)2,5
新株予約権の行使期間	自平成31年1月31日 至平成38年12月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,300 資本組入額 6,150	発行価格 615 資本組入額 308 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、下記(a)(b)のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。

(a) 当社及び当社子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。

(b) 当社の取締役会において社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
5. 平成29年6月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成24年 2月15日 (注) 1.	80	400	10,000	26,000	—	—
平成24年 9月28日 (注) 2.	67	467	10,050	36,050	10,050	10,050
平成25年 2月28日 (注) 3.	70	537	24,500	60,550	24,500	34,550
平成25年 4月 1日 (注) 4.	53,163	53,700	—	60,550	—	34,550
平成25年 5月31日 (注) 5.	12,550	66,250	50,200	110,750	50,200	84,750
平成26年 2月20日 (注) 6.	25,500	91,750	89,250	200,000	89,250	174,000
平成29年 6月 1日 (注) 7.	1,743,250	1,835,000	—	200,000	—	174,000

- (注) 1. 有償第三者割当
割当先 石野晋弥、栗山丈史
80株
発行価格125,000円
資本組入額125,000円
2. 有償第三者割当
割当先 松嶋良治、合同会社ワイズパートナーズ
67株
発行価格300,000円
資本組入額150,000円
3. 有償第三者割当
割当先 株式会社アミューズ
70株
発行価格700,000円
資本組入額350,000円
4. 株式分割 (1 : 100) によるものであります。
5. 有償第三者割当
割当先 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社、株式会社ビーイング
12,550株
発行価格8,000円
資本組入額4,000円
6. 新株予約権の行使による増加であります。
7. 株式分割 (1 : 20) によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成29年8月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	6	—	—	10	16	—
所有株式数 (株)	—	—	—	1,465,000	—	—	370,000	1,835,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	79.84	—	—	20.16	100	—

(注) 平成29年4月28日開催の取締役会決議により、平成29年6月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。また、平成29年9月1日開催の株主総会決議により、平成29年9月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。なお、本書提出日現在の所有者別状況は以下のとおりです。

平成29年9月21日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	6	—	—	10	16	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	14,650	—	—	3,700	18,350	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	79.84	—	—	20.16	100	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,835,000	1,835,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,835,000	—	—
総株主の議決権	—	1,835,000	—

(注) 平成29年9月1日開催の株主総会決議により、平成29年9月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。なお、本書提出日現在の議決権の状況は以下のとおりです。

平成29年9月21日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,835,000	18,350	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,835,000	—	—
総株主の議決権	—	18,350	—

②【自己株式等】

平成29年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(注) 平成29年9月1日開催の株主総会決議により、平成29年9月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（平成24年7月25日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成24年7月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役1名 当社従業員13名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 取締役及び従業員の退職又は権利の放棄により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は当社従業員7名となっております。

第2回新株予約権（A）（平成25年4月18日取締役会決議）

決議年月日	平成25年4月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第2回新株予約権（B）（平成25年4月18日取締役会決議）

決議年月日	平成25年4月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）監査等委員会設置会社への移行に伴い、本書提出日現在の付与対象者の区分は、「監査等委員である取締役」であります。

第4回新株予約権（A）（平成26年5月15日取締役会決議）

決議年月日	平成26年5月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）従業員の退職又は権利の放棄により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は当社取締役2名及び当社従業員7名となっております。

第4回新株予約権（B）（平成26年5月15日取締役会決議）

決議年月日	平成26年5月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社社外協力者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第5回新株予約権（A）（平成27年6月11日取締役会決議）

決議年月日	平成27年6月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役4名 当社従業員25名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）退職等の理由により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は当社取締役4名及び当社従業員13名となっております。

第5回新株予約権（A）（第2次）（平成27年10月15日取締役会決議）

決議年月日	平成27年10月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第5回新株予約権（B）（第2次）（平成27年10月15日取締役会決議）

決議年月日	平成27年10月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社社外協力者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第5回新株予約権(B) (第3次) (平成28年4月14日取締役会決議)

決議年月日	平成28年4月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社社外協力者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第6回新株予約権(A) (平成29年1月27日取締役会決議)

決議年月日	平成29年1月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1名 当社従業員15名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 退職等の理由により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は当社取締役1名及び当社従業員13名並びに当社関連会社取締役1名となっております。

第6回新株予約権(B) (平成29年1月27日取締役会決議)

決議年月日	平成29年1月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社社外協力者3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、今後も経営基盤の一層の強化と積極的な事業展開に備え資金の確保を優先していく方針ですが、株主への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけており、今後配当可能利益が生じた場合に財政状態及び経営成績を勘案しながら剰余金の配当を実施する予定であります。

また、平成29年9月1日開催の臨時株主総会決議により、会社法第459条第1項の規定に基づき、期末配当は1月31日、中間配当は7月31日をそれぞれ基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨定款に定めております。

なお、第14期は当期純利益を計上したものの、利益剰余金がマイナスであるため、誠に遺憾ながら無配といたしました。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性8名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	宮瀬 卓也	昭和49年4月19日生	平成9年4月 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント入社 平成12年3月 株式会社ブラッドエンタープライズ取締役就任 平成13年5月 トイビィー・エンタテインメント株式会社 取締役就任 平成14年2月 同社 代表取締役就任 平成22年1月 当社入社 平成22年2月 当社取締役就任 平成22年6月 当社代表取締役社長就任 (現任) 平成27年11月 株式会社ロックガレージ 取締役就任 平成28年5月 株式会社29ers (現株式会社SKIYAKI OFFLINE) 取締役就任 平成28年12月 株式会社Ararik 代表取締役就任 (現任)	(注) 3	320,000 (注) 5
取締役	—	戸崎 勝弘	昭和49年10月31日生	平成10年7月 株式会社イタク入社 平成12年11月 株式会社バーンズ入社 平成17年4月 メリア株式会社 代表取締役就任 平成26年3月 当社入社 平成26年6月 当社FCグループ マネージャー就任 平成26年10月 当社PCグループ (現FCグループ) 担当取締役就任 (現任) 平成28年11月 株式会社SKIYAKI OFFLINE 代表取締役就任 (現任) 平成29年1月 株式会社ロックガレージ 取締役就任 (現任)	(注) 3	30,000
取締役	—	呉島 孟倉	昭和50年6月11日生	平成17年12月 株式会社ゼロ入社 平成19年4月 株式会社セルシス入社 平成25年3月 株式会社DMM.com入社 平成26年6月 当社入社 平成27年2月 当社管理グループ (現ADグループ) 法務部マネージャー就任 平成27年11月 当社ADグループマネージャー就任 平成28年4月 当社ADグループ担当取締役就任 (現任)	(注) 3	—
取締役	—	酒井 真也	昭和57年12月14日生	平成20年12月 太陽ASG有限責任監査法人 (現太陽有限責任監査法人) 入所 平成24年10月 公認会計士登録 平成25年10月 当社入社 平成26年1月 当社管理グループ 財務・経理部マネージャー就任 平成27年4月 当社GAグループ担当取締役就任 平成27年10月 当社FAグループ担当取締役就任 (現任) 平成27年11月 株式会社ロックガレージ 監査役就任	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	—	菅沼 博道	昭和44年6月6日生	平成6年4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社入社 平成19年4月 同社 最高販促責任者CMO就任 平成22年4月 同社 TSUTAYA事業本部商品販促部 部長 平成24年4月 同社 商品・エンタテインメント事業本部ネット・エンタテインメント部 部長 平成25年4月 同社 執行役員兼ミュージックライフスタイル研究所 所長就任(現任) 平成25年6月 当社取締役就任(現任) 平成27年4月 カルチュア・エンタテインメント株式会社 取締役就任(現任) 平成27年7月 株式会社パワートゥザピープル 取締役就任(現任)	(注) 3	—
取締役 (常勤監査等委員)	—	豊田 洋輔	昭和56年5月31日生	平成21年7月 当社入社 平成22年4月 当社管理部マネージャー就任 平成24年5月 当社ADグループ担当取締役就任 平成26年1月 当社内部監査室長就任 平成28年4月 当社取締役(監査等委員) 就任(現任) 平成28年5月 株式会社ロックガレージ監査役就任(現任) 平成28年5月 株式会社SKIYAKI OFFLINE監査役就任(現任)	(注) 4	30,000
取締役 (監査等委員)	—	井上 昌治	昭和36年7月29日生	昭和59年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行 平成9年10月 司法試験合格 平成12年4月 第1東京弁護士会登録 平成13年12月 株式会社総合医科学研究所(現株式会社総医研ホールディングス) 社外監査役就任 平成16年6月 株式会社ロングリーチグループ 社外取締役就任(現任) 平成17年7月 株式会社ザッパラス 社外監査役就任 平成20年4月 KLab株式会社 社外監査役就任 平成21年9月 弁護士法人マーキュリー・ジェネラル入所(現職) 平成22年10月 三洋電機ロジスティクス株式会社(現三井倉庫ロジスティクス株式会社) 社外取締役就任 平成24年11月 株式会社レピカ(現アララ株式会社) 社外監査役就任(現任) 平成25年11月 ピアメカニクス株式会社 社外取締役就任(現任) 平成26年1月 株式会社ソルプラス 社外取締役就任(現任) 平成27年1月 プリモ・ジャパン株式会社 社外取締役就任(現任) 平成27年4月 当社 社外監査役就任 平成28年3月 KLab株式会社 社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 平成28年4月 当社社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 平成28年6月 ファーストキッチン株式会社 社外取締役就任(現任) 平成28年6月 ウェンディーズ・ジャパン株式会社 社外取締役就任(現任) 平成28年10月 NOC日本アウトソーシング株式会社 社外取締役就任(現任) 平成29年7月 株式会社ザッパラス 社外取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等 委員)	—	内海 淳	昭和19年7月12日生	昭和41年4月 佐藤造機株式会社 入社 昭和47年2月 立石電機株式会社(現オムロン株式会社) 入社 昭和54年10月 OMRON TERMINAK (UK) Ltdを設立 企画担当取締役就任 平成8年5月 OMRON SYSTEMS AMERICA CO. 社長就任 平成12年5月 株式会社サイバード 監査役就任 平成19年7月 株式会社トイビィー・エンタテインメント 監査役就任 平成21年12月 KLab株式会社 内部監査室長就任 平成25年1月 当社社外監査役就任 平成28年4月 当社社外取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注) 4	—
計						380,000

- (注) 1. 平成28年4月28日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役 井上 昌治、内海 淳は社外取締役であります。
3. 平成29年4月28日開催の定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 平成28年4月28日開催の定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 代表取締役社長 宮瀬 卓也の所有株式数は、株式会社Ararikが所有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。
6. 当社は、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は1名で、技術開発室室長 那須 淳であります。
7. 当社は、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査等委員1名を選任しております。補欠監査等委員の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴及び当社での地位・担当	所有株式数 (株)
竹澤 大格	昭和43年1月29日生	平成2年10月 司法試験合格 平成5年4月 第1東京弁護士会登録 松嶋・寺澤法律事務所入所 平成9年9月 ウィットマン・ブリード・アボット・アンド・モルガン法律事務所入所 平成10年4月 米国ニューヨーク州弁護士登録 平成26年12月 汐留総合法律事務所 所長就任(現任) 平成27年5月 当社法律顧問就任(現任) 平成28年3月 株式会社キャリア 社外取締役就任(現任) 平成29年6月 当社補欠監査等委員(現任)	—

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、企業価値の持続的向上のためには、コーポレート・ガバナンスの充実によって経営の健全性と透明性の確保が重要であると認識しております。具体的に、経営の健全性の確保という点においては、業務執行責任者に対する業務監督機能の強化及び内部監査の充実による業務監査機能の強化に努めます。また、社員教育の充実によって、役職員のコンプライアンス意識の喚起を行い、経営の健全性の確保に努めます。一方、経営の透明性の確保という点においては、ステークホルダーへの説明責任を果たすべく、適時・適切な情報開示の体制強化に努めます。

当社グループは支配株主を有しております。一般的に支配株主を有する会社は、支配株主からの支配・影響を有形、無形に受け、これにより非支配株主の利益が害される可能性があるといわれています。当社グループの事業領域は支配株主グループの中で固有の事業領域を有しており、当社の独自の判断で事業を展開しております。また、支配株主との取引においては、一般の取引基準と同様の基準及び意思決定手続を経て決定しております。このようなことから、当社グループが支配株主の影響を受け、支配株主に有利な取引、投資、事業展開を行うような状況にはありません。

②企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

当社は、変化の激しいIT業界の事業環境に機動的かつ柔軟に対応していくとともに、取締役会の議決権を有する社外取締役の増員等により取締役会の経営監督機能を強化することによってコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社を採用しております。

a. 取締役及び取締役会

当社取締役会は、取締役8名で構成されており、経営上の最高意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項（経営方針、事業計画、重要な財産の取得及び処分等）を決定し、業務執行状況を監督しております。取締役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて随時臨時取締役会を開催しております。

b. 代表取締役社長

経営及び業務執行責任者として、当社を代表し、取締役会の議事運営に当たるとともに、当社全般の業務執行を統括しております。

c. 監査等委員会

当社は監査等委員会設置会社であります。

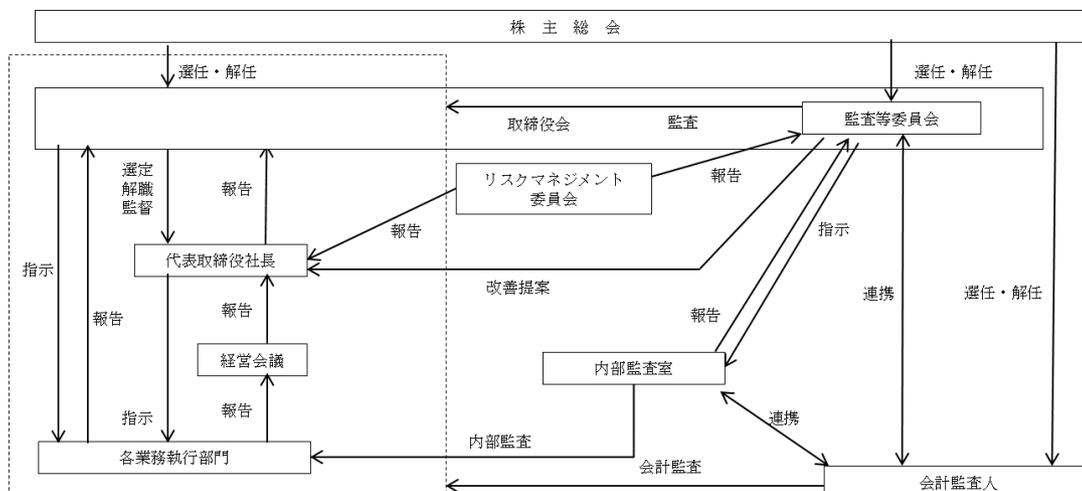
当社では、監査等委員である常勤取締役（1名）及び監査等委員である非常勤取締役（2名）を選任しております。監査等委員である取締役は取締役会に出席し、社内の実態の把握に務めるとともに、監査等委員でない取締役の意見聴取や資料閲覧等を通じて業務監査、会計監査を実施しております。監査等委員である常勤取締役においては、取締役会以外の重要な会議にも出席するとともに、内部監査にもオブザーバーとして立ち会っており、監査等委員でない取締役の業務執行状況を十分に監査できる体制となっております。

また、内部監査室及び会計監査人との相互補完的且つ効果的な監査ができるよう、相互に情報共有に努め、連携を図っております。

d. 経営会議

経営会議は、常勤取締役（常勤の監査等委員である取締役を含む。）、マネージャー及びサブマネージャーで構成しており、毎週火曜日に開催し、各部門の職務執行の適法性のモニタリングを行っております。

ロ. 会社の機関・内部統制の関係を示す図表



ハ. 内部統制システムの整備状況

a. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る取締役会議事録、稟議書等の情報は、法令及び社内規程に基づき文書（電磁的媒体によるものも含む。）によって適正に作成・保存・管理し、保存期間中は必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を含む。）、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態とする。必要に応じ運用状況の検証、社内規程等の見直しを行い、運用状況等について定期的に取り締役会に対し報告を行う。

b. 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

- (a) 事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定めた規程に基づくリスク管理体制を構築、運用する。
- (b) 事業上のリスクとして、コンプライアンスリスク、情報システムリスク、信用リスク等を認識し、個々のリスクに対応する社内規程・マニュアルの整備、見直しを行う。
- (c) 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、対策本部を設置し迅速な対応を行い、被害・損失の拡大を防止するとともに被害・損失を最小限にとどめるための体制を整備する。
- (d) 内部監査規程に基づき、計画的な内部監査を実施し、法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある事項が発見された場合には、監査等委員会に適切に報告を行うとともに、当該事項の是正措置の実施状況に関してフォローアップを行う。
- (e) 社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、ステークホルダーの信頼を損なうことのないよう、毅然とした姿勢をもって臨み、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。反社会的勢力及び団体の不当な要求から取締役（監査等委員である取締役を含む。）、使用人その他関係者の安全を確保するとともに、反社会的勢力及び団体による被害の防止のための措置を行う。

c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役会は、全取締役それぞれが割当てられた業務を適切かつ効率的に執行し、迅速な意思決定が行えるようその体制を構築ならびに維持するほか監視監督を遂行する。
- (b) 取締役会は中期経営計画及び予算を策定し、全社的な目標を設定するとともに、定期的実施状況をモニタリングし、各取締役はその結果並びに取締役の業務執行状況を取締役会に対し適宜報告する。
- (c) 代表取締役社長、常勤取締役及び随時代表取締役社長が指名する使用人により構成される経営会議において、会社経営と業務執行に関する重要事項を審議し、経営機能の強化に努める。
- (d) 業務執行に関する責任者及びその責任範囲、執行手続きの詳細については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程その他社内規程に定めるところによる。

- d. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 法令等及び定款、社内規程に基づき、コンプライアンスの意識を向上し、適正な業務執行が行われるべく、教育・啓蒙を行い、その執行を徹底・監督し、問題があった場合に就業規則等に則り適正に処分する。
 - (b) 内部通報規程その他社内規程に基づき、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して通報・相談を受け付けるための内部通報制度を適正に運用する。
 - (c) 業務執行に関する法令及び定款への適合性に関しては、内部監査、監査等委員会監査、会計監査人監査等の実施により確認する。監査等委員会は、その結果を、被監査部門にフィードバックするとともに、取締役会に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。
 - (d) 業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体からの不当な要求には民事及び刑事の両面から法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない。
- e. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (a) 当社は、透明で公正な経営姿勢を貫き、信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備及び運用を行う。
 - (b) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。
 - (c) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視及び評価を実施し、問題があれば必要な改善ならびに是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。
- f. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該取締役及び補助使用人に関する事項並びに当該取締役及び補助使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人を合理的な範囲で配置するものとする。
 - (b) 当該取締役及び補助使用人の任命、異動、評価、懲戒、給与等の改定に関しては、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該取締役及び補助使用人の監査等委員でない取締役からの独立性を確保するものとする。
- g. 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (a) 監査等委員でない取締役及び使用人は、法令・定款違反行為、不正行為その他当社の業務または業績に影響を与える重要な事実に関して、これを発見したときは、監査等委員会に都度報告する。なお、監査等委員会は、いつでも必要に応じて監査等委員でない取締役及びその他使用人に対して報告を求めることができる。
 - (b) 内部監査、内部通報制度の運用状況・結果に関しては、担当部門・組織は、監査等委員会に対して報告を行う。
- h. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査等委員会は、会計監査人、内部監査を担当する部門・組織、子会社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。
 - (b) 監査等委員会は、経営会議その他重要な社内会議に出席し、その議事録を閲覧、謄写することができる。
 - (c) 代表取締役社長と監査等委員会との定期的な会議を開催し、意見・情報の交換を行える体制とする。

ニ. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況について

当社グループは、当社グループの企業価値を高めるとともに社会的責任を果たしていくため、子会社の独立性を確保しつつ、関係会社管理規程に基づきグループ各社に対し一定の事項について当社の承認を得ることを義務付けております。

ホ. 内部監査及び監査等委員監査の状況

当社の内部監査を担当する部門として、監査等委員会直轄の組織として内部監査室を設置しております。内部監査室（1名）は、業務執行の適正性及び有効性を検証するために、通常の業務執行から独立した機関として構成しております。

監査等委員会監査につきましては、当社の監査等委員である取締役は、社内の事情を熟知した社内取締役1名と独立性を確保した社外取締役2名を選任しております。監査等委員である取締役は毎期策定される監査計画に沿って取締役会等の重要な会議に出席し、意思決定の過程、意思決定の内容の妥当性を監査する他、重要な決裁書類や契約書の閲覧等により取締役の業務執行状況や会計処理に関する監査を行っております。

へ. 会計監査の状況

会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。同監査法人または同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務にかかる補助者の構成については以下のとおりであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士	瀬戸 卓
公認会計士	三井 勇治
公認会計士	末村 あおぎ

- ・監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士	3名
その他	5名

ト. 社外取締役

当社は、社外取締役2名を選任しております。

社外取締役（監査等委員）内海 淳は、当社新株予約権2個（4,000株）を保有しておりますが、その他に人的・資金的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）井上 昌治は、当社との間に人的関係、資金的関係、取引関係またはその他利害関係はありません。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準または方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に関しては、見識や専門的知見に基づく客観的かつ適切な監督または監査が遂行できることを個別に判断しております。

③リスク管理体制の整備状況

リスク管理については、リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として、リスクマネジメント規程を制定し、リスクマネジメント体制の強化を図っております。また、委員長を代表取締役社長とし、社長を除く取締役全員及び委員長が必要に応じて指名する部門マネージャーを構成メンバーとしたリスクマネジメント委員会を設置しております。リスクマネジメント委員会は必要に応じて開催し、会社に発生しうるリスクの抽出と対策について検討、並びに協議を行っており、決定事項については全社にフィードバックしております。

④役員報酬の内容

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役(社外取締役を除く。)	12,399	12,399	—	—	—	6
社外監査役	1,200	1,200	—	—	—	2
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	41,250	41,250	—	—	—	5
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	5,400	5,400	—	—	—	1
社外取締役	4,050	4,050	—	—	—	2

- (注) 1. 上記員数は、当連結会計年度中に退任した取締役2名及び監査役1名を含めて記載しております。また、当社は平成28年4月28日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しているため、同委員会設置前の報酬と同委員会設置後の報酬を区分して記載しております。なお、当連結会計年度末現在の員数は、取締役(監査等委員を除く)5名、取締役(監査等委員)3名(うち社外取締役2名)であります。
2. 株主総会決議による報酬限度額は、監査等委員でない取締役が年額300,000千円以内、監査等委員である取締役が年額50,000千円以内であります。

ロ. 提出会社の役員ごとの報酬の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載を省略しております。

ハ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役(監査等委員を除く。)の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、取締役会にて決定しております。

取締役(監査等委員)の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、監査等委員全員の協議により決定しております。

⑤取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑥責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役は、当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該非業務執行取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社定款の定めにより法令に定める最低責任限度額としております。また、第13期定時株主総会終結時までの間に社外監査役であった者との間においても同様の扱いとできる旨を定めております。

⑦取締役の定数

当社の取締役(監査等委員を除く。)は3名以上とする旨定款に定めております。

当社の監査等委員である取締役は3名以上とする旨定款に定めております。

⑧取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任については、累積投票によらない旨定款に定めております。

⑨剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑩中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年7月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑪株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	10,333	—	15,900	—
連結子会社	—	—	—	—
計	10,333	—	15,900	—

② 【その他重要な報酬の内容】

（最近連結会計年度の前連結会計年度）

該当事項はありません。

（最近連結会計年度）

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（最近連結会計年度の前連結会計年度）

該当事項はありません。

（最近連結会計年度）

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社グループの事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、双方協議の上で監査等委員会の同意を得て監査報酬を決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、前連結会計年度（平成27年2月1日から平成28年1月31日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成26年3月28日内閣府令第22号）附則第3条第1項ただし書きにより、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成27年2月1日から平成28年1月31日まで）及び当連結会計年度（平成28年2月1日から平成29年1月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成27年2月1日から平成28年1月31日まで）及び当事業年度（平成28年2月1日から平成29年1月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成29年5月1日から平成29年7月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年2月1日から平成29年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、複数の社外組織から都度配信される会計基準等に関する情報を適時に取得することにより、連結財務諸表等の適正性を確保しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年1月31日)	当連結会計年度 (平成29年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	403,660	640,969
売掛金	205,370	312,968
商品	4,173	5,420
前払費用	67,288	149,264
その他	3,926	37,387
貸倒引当金	△821	△1,378
流動資産合計	683,598	1,144,630
固定資産		
有形固定資産		
建物	750	750
減価償却累計額	△481	△571
建物(純額)	269	179
工具、器具及び備品	8,677	11,985
減価償却累計額	△8,077	△9,608
工具、器具及び備品(純額)	600	2,377
有形固定資産合計	869	2,556
無形固定資産		
ソフトウェア	22,458	29,740
その他	691	—
無形固定資産合計	23,149	29,740
投資その他の資産		
投資有価証券	—	30,000
関係会社長期貸付金	—	16,420
敷金及び保証金	17,296	17,114
その他	1,799	413
貸倒引当金	△581	△96
投資その他の資産合計	18,514	63,851
固定資産合計	42,533	96,148
資産合計	726,131	1,240,779

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年1月31日)	当連結会計年度 (平成29年1月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	184,936	283,158
未払金	22,012	12,319
未払法人税等	1,157	19,127
前受金	40,793	34,047
預り金	229,435	396,222
前受収益	80,102	185,589
その他	12,104	38,272
流動負債合計	570,544	968,737
負債合計	570,544	968,737
純資産の部		
株主資本		
資本金	200,000	200,000
資本剰余金	174,000	174,000
利益剰余金	△225,434	△109,537
株主資本合計	148,565	264,462
非支配株主持分	7,021	7,579
純資産合計	155,587	272,041
負債純資産合計	726,131	1,240,779

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(平成29年7月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	867,286
売掛金	331,198
商品	5,378
前払費用	238,633
その他	19,972
貸倒引当金	△1,458
流動資産合計	1,461,011
固定資産	
有形固定資産	3,387
無形固定資産	29,640
投資その他の資産	109,693
固定資産合計	142,721
資産合計	1,603,732
負債の部	
流動負債	
買掛金	319,303
未払法人税等	23,420
預り金	508,458
前受収益	285,592
その他	80,098
流動負債合計	1,216,873
負債合計	1,216,873
純資産の部	
株主資本	
資本金	200,000
資本剰余金	174,000
利益剰余金	6,343
株主資本合計	380,343
非支配株主持分	6,515
純資産合計	386,859
負債純資産合計	1,603,732

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
売上高	1,138,139	1,721,729
売上原価	※1 761,106	1,046,026
売上総利益	377,033	675,703
販売費及び一般管理費	※2 484,798	※2 532,650
営業利益又は営業損失(△)	△107,765	143,053
営業外収益		
受取利息	69	36
有価証券売却益	601	—
業務受託料	—	2,421
その他	53	186
営業外収益合計	724	2,644
営業外費用		
支払利息	13	—
為替差損	210	262
持分法による投資損失	—	13,346
その他	1	—
営業外費用合計	226	13,608
経常利益又は経常損失(△)	△107,267	132,089
特別利益		
負ののれん発生益	2,105	—
特別利益合計	2,105	—
特別損失		
減損損失	※3 13,945	—
商品廃棄損	※4 27,565	—
特別損失合計	41,511	—
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△146,673	132,089
法人税、住民税及び事業税	862	15,634
当期純利益又は当期純損失(△)	△147,535	116,454
非支配株主に帰属する当期純利益	799	557
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△148,335	115,897

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
当期純利益又は当期純損失(△)	△147,535	116,454
包括利益	△147,535	116,454
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△148,335	115,897
非支配株主に係る包括利益	799	557

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年2月1日 至平成29年7月31日)
売上高	1,191,489
売上原価	732,466
売上総利益	459,023
販売費及び一般管理費	※ 319,635
営業利益	139,387
営業外収益	
受取利息	255
業務受託料	1,080
その他	120
営業外収益合計	1,455
営業外費用	
株式公開費用	2,000
持分法による投資損失	1,057
その他	146
営業外費用合計	3,204
経常利益	137,639
特別損失	
本社移転費用	3,693
特別損失合計	3,693
税金等調整前四半期純利益	133,945
法人税、住民税及び事業税	19,128
法人税等合計	19,128
四半期純利益	114,817
非支配株主に帰属する四半期純利益	△1,063
親会社株主に帰属する四半期純利益	115,881

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日)
四半期純利益	114,817
四半期包括利益	114,817
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	115,881
非支配株主に係る四半期包括利益	△1,063

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	200,000	174,000	△77,099	296,900
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△148,335	△148,335
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	△148,335	△148,335
当期末残高	200,000	174,000	△225,434	148,565

	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	—	296,900
当期変動額		
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）		△148,335
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	7,021	7,021
当期変動額合計	7,021	△141,313
当期末残高	7,021	155,587

当連結会計年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	200,000	174,000	△225,434	148,565
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益			115,897	115,897
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	115,897	115,897
当期末残高	200,000	174,000	△109,537	264,462

	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	7,021	155,587
当期変動額		
親会社株主に帰属する 当期純利益		115,897
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	557	557
当期変動額合計	557	116,454
当期末残高	7,579	272,041

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△146,673	132,089
減価償却費	16,780	14,778
負ののれん発生益	△2,105	—
減損損失	13,945	—
のれん償却額	240	—
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△1,406	71
受取利息	△69	△36
支払利息	13	—
持分法による投資損益(△は益)	—	13,346
有価証券売却損益(△は益)	△601	—
売上債権の増減額(△は増加)	△51,484	△107,597
たな卸資産の増減額(△は増加)	△3,834	△1,246
前払費用の増減額(△は増加)	2,266	△81,975
仕入債務の増減額(△は減少)	61,986	98,222
未払金の増減額(△は減少)	△952	△9,692
前受金の増減額(△は減少)	38,043	△6,746
預り金の増減額(△は減少)	190,921	166,787
前受収益の増減額(△は減少)	19,280	105,486
その他	4,351	6,196
小計	140,704	329,682
利息の受取額	69	36
利息の支払額	△13	—
法人税等の支払額	△1,798	△1,155
営業活動によるキャッシュ・フロー	138,961	328,563
投資活動によるキャッシュ・フロー		
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	14,676	—
有形固定資産の取得による支出	△4,928	△3,308
無形固定資産の取得による支出	△26,943	△18,531
投資有価証券の取得による支出	—	△30,000
投資有価証券の売却による収入	2,601	—
関係会社株式の取得による支出	—	△13,100
関係会社貸付けによる支出	—	△25,000
敷金及び保証金の差入による支出	—	△1,315
敷金及び保証金の回収による収入	510	—
出資金の回収による収入	8,700	—
従業員に対する貸付金の回収による収入	422	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,960	△91,255
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△1,000	—
リース債務の返済による支出	△400	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,400	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	132,599	237,308
現金及び現金同等物の期首残高	271,060	403,660
現金及び現金同等物の期末残高	※ 403,660	※ 640,969

【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	133,945
減価償却費	8,883
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	55
受取利息	△255
持分法による投資損益 (△は益)	1,057
売上債権の増減額 (△は増加)	△18,230
たな卸資産の増減額 (△は増加)	42
前払費用の増減額 (△は増加)	△89,369
仕入債務の増減額 (△は減少)	36,145
預り金の増減額 (△は減少)	112,235
前受収益の増減額 (△は減少)	100,003
その他	12,474
小計	296,987
利息の受取額	255
法人税等の支払額	△15,305
営業活動によるキャッシュ・フロー	281,938
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△747
無形固定資産の取得による支出	△7,422
貸付金の回収による収入	4,166
出資金の払込による支出	△11,664
出資金の回収による収入	4,352
敷金及び保証金の差入による支出	△44,321
敷金及び保証金の回収による収入	15
投資活動によるキャッシュ・フロー	△55,621
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	226,317
現金及び現金同等物の期首残高	640,969
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 867,286

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自平成27年2月1日至平成28年1月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社ロックガレージ

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社ロックガレージの決算日は、10月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ たな卸資産

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年

工具、器具及び備品 3～6年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社ロックガレージ

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

持分法適用の関連会社の名称

株式会社SKIYAKI OFFLINE

(2) 持分法適用の範囲の変更

株式会社SKIYAKI OFFLINEの新規設立により、当連結会計年度から持分法適用の範囲に含めております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社ロックガレージの決算日は、10月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ たな卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法（ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年

工具、器具及び備品 3～6年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前連結会計年度(自平成27年2月1日 至平成28年1月31日)

下記の会計方針の変更に関する注記は、連結財務諸表規則附則第2項及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成26年3月28日内閣府令第22号)附則第3条第1項ただし書き(以下「連結財務諸表規則附則第2項等」という。)の規定に基づき、平成28年2月1日に開始する連結会計年度(以下「翌連結会計年度」という。)における会計方針の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成25年9月13日)等を翌連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。連結財務諸表規則附則第2項等の規定に基づき、当該表示の変更を反映させるため、当連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

当連結会計年度(自平成28年2月1日 至平成29年1月31日)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度(平成28年1月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成29年1月31日)

該当事項はありません。

(連結損益計算書関係)

※1 期末商品たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
たな卸資産評価損	39,612千円	一千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
貸倒引当金繰入額	一千円	526千円
回収手数料	105,934	150,419
給料及び手当	187,257	178,008
役員報酬	55,916	64,300

※3 減損損失

前連結会計年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
本社(東京都渋谷区)	ヘッドフォン製造用の金型	工具、器具及び備品
本社(東京都渋谷区)	一部サービスに係る基幹システム	ソフトウェア
本社(東京都渋谷区)	一部サービスに係る営業権	のれん

当社グループは、事業用資産又は共用資産の区分を基礎として資産のグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

事業用資産のうち、投資の回収が見込まれない個別資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失(13,945千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、工具、器具及び備品799千円、ソフトウェア12,886千円、のれん260千円であります。

なお、上記個別資産の回収可能価額は零として評価しております。

当連結会計年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

該当事項はありません。

※4 商品廃棄損

前連結会計年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

商品の収益性の低下に伴う簿価切下額(27,565千円)であります。なお、当該収益性の低下は臨時の事象に起因し、かつ、多額であると判断していることから、当該簿価切下額を特別損失に計上していません。

当連結会計年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	91,750	—	—	91,750

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	91,750	—	—	91,750

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
現金及び預金勘定	403,660千円	640,969千円
現金及び現金同等物	403,660	640,969

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、経営計画に基づき、必要な資金(主に金融機関からの借入)を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金を金融機関からの借入により調達しておりますが、当連結会計年度末における借入金はありません。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社ビルの賃借に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び預り金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であり、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、Finance & Accountingグループが取引相手ごとに期日及び残高を管理することで回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

外貨建の営業債権債務について、Finance & Accountingグループが為替相場の動向を注視し、リスク軽減のためのヘッジ手段について検討しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

債権及び債務の状況に基づきFinance & Accountingグループが適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	403,660	403,660	—
(2) 売掛金	205,370	205,370	—
(3) 敷金及び保証金	17,296	17,296	—
資産計	626,327	626,327	—
(1) 買掛金	184,936	184,936	—
(2) 未払金	22,012	22,012	—
(3) 未払法人税等	1,157	1,157	—
(4) 預り金	229,435	229,435	—
負債計	437,542	437,542	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	403,660	—	—	—
売掛金	205,370	—	—	—
敷金及び保証金	—	16,396	—	900
合計	609,031	16,396	—	900

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、経営計画に基づき、必要な資金（主に金融機関からの借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金を金融機関からの借入により調達しておりますが、当連結会計年度末における借入金はありません。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

関係会社長期貸付金は、貸付先である関係会社の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社ビルの賃借に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び預り金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であり、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、Finance & Accountingグループが取引相手ごとに期日及び残高を管理することで回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

関係会社長期貸付金については、関係会社管理規程に従い、Finance & Accountingグループが関係会社の財政状態を適時に把握し取締役会に報告することで、信用リスクを適切に管理しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建の営業債権債務について、Finance & Accountingグループが為替相場の動向を注視し、リスク軽減のためのヘッジ手段について検討しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

債権及び債務の状況に基づきFinance & Accountingグループが適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	640,969	640,969	—
(2) 売掛金	312,968	312,968	—
(3) 関係会社長期貸付金 (*1)	24,754	24,754	—
(4) 敷金及び保証金	17,114	17,114	—
資産計	995,805	995,805	—
(1) 買掛金	283,158	283,158	—
(2) 未払金	12,319	12,319	—
(3) 未払法人税等	19,127	19,127	—
(4) 預り金	396,222	396,222	—
負債計	710,828	710,828	—

(*1) 1年内回収予定の関係会社長期貸付金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成29年1月31日)
非上場株式	30,000

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	640,969	—	—	—
売掛金	312,968	—	—	—
関係会社長期貸付金	8,333	16,420	—	—
敷金及び保証金	—	14,914	—	2,200
合計	962,270	31,335	—	2,200

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成28年1月31日)

売却したその他有価証券

当連結会計年度(自平成27年2月1日至平成28年1月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	2,601	601	—

当連結会計年度(平成29年1月31日)

その他有価証券(貸借対照表価額は投資有価証券30,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権(A)	第2回新株予約権(B)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 13名	当社従業員 2名	当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 36,000株	普通株式 4,000株	普通株式 4,000株
付与日	平成24年7月25日	平成25年4月18日	平成25年4月18日
権利確定条件	<p>権利行使時において、当社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあること (ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りでない)。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。</p>	<p>新株予約権者が下記①②のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りでない。 ①当社及び当社子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。 ②当社の取締役会において社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。</p>	<p>新株予約権者が下記①②のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りでない。 ①当社及び当社子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)または従業員たる地位。 ②当社の取締役会において社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。</p>
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 平成26年7月26日 至 平成34年7月24日	自 平成27年4月19日 至 平成35年3月29日	自 平成25年4月19日 至 平成35年3月29日

	第4回新株予約権 (A)	第4回新株予約権 (B)	第5回新株予約権 (A)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 20名	当社社外協力者 1名	当社取締役 4名 当社従業員 25名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 14,000株	普通株式 600株	普通株式 45,200株
付与日	平成26年5月16日	平成26年5月16日	平成27年6月11日
権利確定条件	<p>新株予約権者が下記①②のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>①当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む）または従業員たる地位。</p> <p>②当社の取締役会において社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者）として認定された地位。</p> <p>新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。</p>	<p>新株予約権者が下記①②のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>①当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む）または従業員たる地位。</p> <p>②当社の取締役会において社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者）として認定された地位。</p> <p>新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。</p>	<p>新株予約権者が下記①②のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>①当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む）または従業員たる地位。</p> <p>②当社の取締役会において社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者）として認定された地位。</p> <p>新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。</p>
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 平成28年5月16日 至 平成35年5月17日	自 平成26年5月17日 至 平成35年5月15日	自 平成29年6月12日 至 平成37年6月11日

	第5回新株予約権 (A) 第2次	第5回新株予約権 (B) 第2次
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名	当社社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 1,000株	普通株式 600株
付与日	平成27年10月16日	平成27年10月16日
権利確定条件	<p>新株予約権者が下記①②のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>①当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む）または従業員たる地位。</p> <p>②当社の取締役会において社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者）として認定された地位。</p> <p>新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。</p>	<p>新株予約権者が下記①②のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>①当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む）または従業員たる地位。</p> <p>②当社の取締役会において社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者）として認定された地位。</p> <p>新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。</p>
対象勤務期間	—	—
権利行使期間	自 平成29年10月16日 至 平成37年10月15日	自 平成29年10月16日 至 平成37年10月15日

(注) 平成25年4月1日付株式分割（1株につき100株）及び平成29年6月1日付株式分割（1株につき20株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年1月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権 (A)	第2回新株予約権 (B)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	4,000	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	4,000	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	20,000	—	4,000
権利確定	—	4,000	—
権利行使	—	—	—
失効	2,000	—	—
未行使残	18,000	4,000	4,000

	第4回新株予約権 (A)	第4回新株予約権 (B)	第5回新株予約権 (A)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	12,800	—	—
付与	—	—	45,200
失効	3,000	—	3,800
権利確定	—	—	—
未確定残	9,800	—	41,400
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	600	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	600	—

	第5回新株予約権 (A) 第2次	第5回新株予約権 (B) 第2次
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	1,000	600
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	1,000	600
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 平成25年4月1日付株式分割(1株につき100株)及び平成29年6月1日付株式分割(1株につき20株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権 (A)	第2回新株予約権 (B)
権利行使価格 (円)	125	350	350
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第4回新株予約権 (A)	第4回新株予約権 (B)	第5回新株予約権 (A)
権利行使価格 (円)	350	350	350
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第5回新株予約権 (A) 第2次	第5回新株予約権 (B) 第2次
権利行使価格 (円)	350	350
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 平成25年4月1日付株式分割(1株につき100株)及び平成29年6月1日付株式分割(1株につき20株)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため、本源的価値によっております。本源的価値を算定するための基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法等を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|------------------------------|-----|
| ①当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 一千円 |
| ②当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 一千円 |

当連結会計年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権 (A)	第2回新株予約権 (B)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 13名	当社従業員 2名	当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 36,000株	普通株式 4,000株	普通株式 4,000株
付与日	平成24年7月25日	平成25年4月18日	平成25年4月18日
権利確定条件	<p>権利行使時において、当社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあること（ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りでない）。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。</p>	<p>新株予約権者が下記①②のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>①当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む）または従業員たる地位。</p> <p>②当社の取締役会において社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者）として認定された地位。</p> <p>新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。</p>	<p>新株予約権者が下記①②のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>①当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む）または従業員たる地位。</p> <p>②当社の取締役会において社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者）として認定された地位。</p> <p>新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。</p>
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 平成26年7月26日 至 平成34年7月24日	自 平成27年4月19日 至 平成35年3月29日	自 平成25年4月19日 至 平成35年3月29日

	第4回新株予約権 (A)	第4回新株予約権 (B)	第5回新株予約権 (A)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 20名	当社社外協力者 1名	当社取締役 4名 当社従業員 25名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 14,000株	普通株式 600株	普通株式 45,200株
付与日	平成26年5月16日	平成26年5月16日	平成27年6月11日
権利確定条件	<p>新株予約権者が下記①②のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>①当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む）または従業員たる地位。</p> <p>②当社の取締役会において社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者）として認定された地位。</p> <p>新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。</p>	<p>新株予約権者が下記①②のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>①当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む）または従業員たる地位。</p> <p>②当社の取締役会において社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者）として認定された地位。</p> <p>新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。</p>	<p>新株予約権者が下記①②のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>①当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む）または従業員たる地位。</p> <p>②当社の取締役会において社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者）として認定された地位。</p> <p>新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。</p>
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 平成28年5月16日 至 平成35年5月17日	自 平成26年5月17日 至 平成35年5月15日	自 平成29年6月12日 至 平成37年6月11日

	第5回新株予約権 (A) 第2次	第5回新株予約権 (B) 第2次	第5回新株予約権 (B) 第3次
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名	当社社外協力者 1名	当社社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 1,000株	普通株式 600株	普通株式 600株
付与日	平成27年10月16日	平成27年10月16日	平成28年4月15日
権利確定条件	<p>新株予約権者が下記①②のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>①当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む）または従業員たる地位。</p> <p>②当社の取締役会において社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者）として認定された地位。</p> <p>新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。</p>	<p>新株予約権者が下記①②のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>①当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む）または従業員たる地位。</p> <p>②当社の取締役会において社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者）として認定された地位。</p> <p>新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。</p>	<p>新株予約権者が下記①②のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>①当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む）または従業員たる地位。</p> <p>②当社の取締役会において社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者）として認定された地位。</p> <p>新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。</p>
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 平成29年10月16日 至 平成37年10月15日	自 平成29年10月16日 至 平成37年10月15日	自 平成30年4月15日 至 平成38年4月14日

	第6回新株予約権 (A)	第6回新株予約権 (B)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 15名	社外協力者 3名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 12,000株	普通株式 4,000株
付与日	平成29年1月30日	平成29年1月30日
権利確定条件	<p>①新株予約権の割当を受けた者 (以下「新株予約権者」という。) は、下記(a)(b)のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(a)当社及び当社子会社 (将来の子会社を含むものとする。) の役員 (取締役、監査役を含む) または従業員たる地位。</p> <p>(b)当社の取締役会において社外協力者 (取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者) として認定された地位。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p> <p>新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権の割当を受けた者 (以下「新株予約権者」という。) は、下記(a)(b)のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(a) 当社及び当社子会社 (将来の子会社を含むものとする。) の役員 (取締役、監査役を含む) または従業員たる地位。</p> <p>(b) 当社の取締役会において社外協力者 (取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者) として認定された地位。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p> <p>新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。</p>
対象勤務期間	—	—
権利行使期間	自 平成31年1月31日 至 平成38年12月30日	自 平成31年1月31日 至 平成38年12月30日

(注) 平成25年4月1日付株式分割 (1株につき100株) 及び平成29年6月1日付株式分割 (1株につき20株) による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成29年1月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権 (A)	第2回新株予約権 (B)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	18,000	4,000	4,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	18,000	4,000	4,000

	第4回新株予約権 (A)	第4回新株予約権 (B)	第5回新株予約権 (A)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	9,800	—	41,400
付与	—	—	—
失効	1,200	—	3,600
権利確定	8,600	—	—
未確定残	—	—	37,800
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	600	—
権利確定	8,600	—	—
権利行使	—	—	—
失効	600	—	—
未行使残	8,000	600	—

	第5回新株予約権 (A) 第2次	第5回新株予約権 (B) 第2次	第5回新株予約権 (B) 第3次
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	1,000	600	—
付与	—	—	600
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	1,000	600	600
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第6回新株予約権 (A)	第6回新株予約権 (B)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	12,000	4,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	12,000	4,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 平成25年4月1日付株式分割(1株につき100株)及び平成29年6月1日付株式分割(1株につき20株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権 (A)	第2回新株予約権 (B)
権利行使価格 (円)	125	350	350
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第4回新株予約権 (A)	第4回新株予約権 (B)	第5回新株予約権 (A)
権利行使価格 (円)	350	350	350
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第5回新株予約権 (A) 第2次	第5回新株予約権 (B) 第2次	第5回新株予約権 (B) 第3次
権利行使価格 (円)	350	350	350
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第6回新株予約権 (A)	第6回新株予約権 (B)
権利行使価格 (円)	615	615
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 平成25年4月1日付株式分割 (1株につき100株) 及び平成29年6月1日付株式分割 (1株につき20株) による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため、本源的価値によっております。本源的価値を算定するための基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法等を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ①当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一千元
- ②当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 一千元

(税効果会計関係)

前連結会計年度（平成28年1月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成28年1月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	262千円
貸倒損失	4,836
減価償却超過額	2,549
減損損失	4,523
繰越欠損金	76,507
繰延税金資産小計	88,680
評価性引当額	△88,680
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産の純額	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に国会で成立し、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成28年2月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については33.1%に、平成29年2月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.3%となります。

なお、当該変更による影響はありません。

当連結会計年度（平成29年1月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成29年1月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	1,803千円
貸倒損失	4,020
減価償却超過額	3,664
貸倒引当金	164
繰越欠損金	47,578
繰延税金資産小計	57,231
評価性引当額	△57,231
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産の純額	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成29年1月31日)
法定実効税率	33.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8
住民税均等割	0.5
評価性引当額の増減額	△20.8
税率変更に伴う繰延税金資産の減額修正	△3.1
その他	1.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.8

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前連結会計年度の計算において使用した32.3%から平成29年2月1日に開始する連結会計年度及び平成30年2月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成31年2月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

なお、当該変更による影響はありません。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ロックガレージ
事業の内容 アーティスト等のツアーパッケージの販売

(2) 企業結合を行った主な理由

当社が提供するFCサービスとの親和性が高い旅行事業を展開することで、当社とロックガレージ社の強みを融合させ、グループとしてのシナジーを創出し企業価値を向上させるため、今回の決定に至りました。

(3) 企業結合日

平成27年10月31日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

55%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式取得により、当社が被取得企業の議決権の過半数を取得したためであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成27年11月1日から平成28年1月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	5,500千円
取得原価		5,500千円

4. 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 発生した金額

2,105千円

(2) 発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債の純額が株式の取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として処理しております。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	21,618千円
固定資産	2,111
資産合計	23,730
流動負債	9,902
負債合計	9,902

当連結会計年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

当社グループは、不動産賃貸借契約に基づく敷金について、回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借物件の原状回復費用)を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっており、資産除去債務の負債計上は行っておりません。なお、当連結会計年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算定しております。

当連結会計年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

当社グループは、不動産賃貸借契約に基づく敷金について、回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借物件の原状回復費用)を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっており、資産除去債務の負債計上は行っておりません。なお、当連結会計年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算定しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業内容別のセグメントから構成されており、主にファンクラブ、EC及び電子チケット等のサービスプラットフォームを提供する「プラットフォーム事業」を報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント	その他事業 (注)	合計
	プラットフォーム事業		
売上高			
外部顧客への売上高	1,122,644	15,495	1,138,139
セグメント間の内部売上高 又は振替高	6,997	—	6,997
計	1,129,642	15,495	1,145,137
セグメント利益又は損失 (△)	△110,124	2,108	△108,015
セグメント資産	703,676	29,980	733,656
セグメント負債	563,693	14,376	578,069
その他の項目			
減価償却費	16,709	71	16,780
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	31,871	—	31,871

(注) 「その他事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、子会社における旅行・ツアー事業等であります。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

売上高	金額
報告セグメント計	1,129,642
その他	15,495
セグメント間取引消去	△6,997
連結財務諸表の売上高	1,138,139

（単位：千円）

利益	金額
報告セグメント計	△110,124
その他	2,108
セグメント間取引消去	250
連結財務諸表の営業利益	△107,765

（単位：千円）

資産	金額
報告セグメント計	703,676
その他	29,980
セグメント間債権消去	△7,524
連結財務諸表の資産合計	726,131

（単位：千円）

負債	金額
報告セグメント計	563,693
その他	14,376
セグメント間債務消去	△7,524
連結財務諸表の負債合計	570,544

当連結会計年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業内容別のセグメントから構成されており、主にファンクラブ、EC及び電子チケット等のサービスプラットフォームを提供する「プラットフォーム事業」を報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント	その他事業 (注)	合計
	プラットフォーム事業		
売上高			
外部顧客への売上高	1,709,712	12,016	1,721,729
セグメント間の内部売上高 又は振替高	797	—	797
計	1,710,510	12,016	1,722,527
セグメント利益又は損失 (△)	139,505	990	140,496
セグメント資産	1,225,958	21,306	1,247,264
セグメント負債	965,013	4,463	969,477
その他の項目			
減価償却費	14,555	222	14,778
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	21,840	—	21,840

(注) 「その他事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、子会社における旅行・ツアー事業等であります。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

売上高	金額
報告セグメント計	1,710,510
その他	12,016
セグメント間取引消去	△797
連結財務諸表の売上高	1,721,729

（単位：千円）

利益	金額
報告セグメント計	139,505
その他	990
セグメント間取引消去	2,556
連結財務諸表の営業利益	143,053

（単位：千円）

資産	金額
報告セグメント計	1,225,958
その他	21,306
セグメント間債権消去	△6,485
連結財務諸表の資産合計	1,240,779

（単位：千円）

負債	金額
報告セグメント計	965,013
その他	4,463
セグメント間債務消去	△739
連結財務諸表の負債合計	968,737

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の開示をしているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産が存在しないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先が存在しないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の開示をしているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産が存在しないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先が存在しないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）

（単位：千円）

	プラットフォーム事業	その他事業	全社・消去	合計
減損損失	13,945	—	—	13,945

当連結会計年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）

当連結会計年度において、その他事業に係る2,105千円の負ののれん発生益を計上しております。これは、子会社である株式会社ロックガレージの株式を取得した際に、受け入れた資産及び引き受けた負債の純額が株式の取得価額を上回ったためであります。

当連結会計年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	宮瀬 卓也	—	—	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接 17.4	債務被保証	賃貸借取引に 対する債務被 保証 (注)	—	—	—

(注) 東京都渋谷区内本社ビルの賃貸借契約に基づく賃借料の支払について、当社の役員である宮瀬卓也より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株) (非上場)

当連結会計年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	㈱ SKIYAKI OFFLINE	東京都 渋谷区	46,100	コンサ ート・イベ ント制作事業	(所有) 直接 34.9	資本取引 資金の貸 付 管理業務 受託 役員の兼 任	設立による出資	3,100	-	-
							増資の引受	10,000		
							資金の貸付	25,000	その他（流動資産）	8,333
									関係会社長期貸付金	16,420
管理業務受託	2,421	売掛金	270							

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

上記関連会社への貸付については、当社が外部金融機関より借入を実施した際の利率を参考に、貸付先である当該関連会社の事業計画及び資金計画を検討した上で、当社の取締役会において決定しております。

また、管理業務受託に係る取引条件については、市場価格を参考に決定しております。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	宮瀬 卓也	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 17.4	債務被保証	賃貸借取引に対する債務被保証(注)	-	-	-

(注) 東京都渋谷区内本社ビルの賃貸借契約に基づく賃借料の支払について、当社の役員である宮瀬卓也より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

カルチュア・コンビニエンス・クラブ㈱（非上場）

(1株当たり情報)

前連結会計年度(自平成27年2月1日至平成28年1月31日)

	当連結会計年度 (自平成27年2月1日 至平成28年1月31日)
1株当たり純資産額	80.96円
1株当たり当期純損失金額(△)	△80.84円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 当社は、平成29年4月28日開催の取締役会決議に基づき、平成29年6月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額(△)を算定しております。

3. 1株当たり当期純損失金額(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自平成27年2月1日 至平成28年1月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失金額(△) (千円)	△148,335
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失金額(△)(千円)	△148,335
期中平均株式数(株)	1,835,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数2,683個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当連結会計年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

	当連結会計年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
1株当たり純資産額	144.12円
1株当たり当期純利益金額	63.16円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、平成29年4月28日開催の取締役会決議に基づき、平成29年6月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額（千円）	115,897
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額（千円）	115,897
期中平均株式数（株）	1,835,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権5種類（新株予約権の数3,243個）。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

(株式分割及び定款の一部変更)

当社は、平成29年4月28日開催の取締役会決議に基づき、平成29年6月1日付をもって株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を行っております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成29年5月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき20株の割合をもって分割しております。

(2) 分割による増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	91,750株
今回の分割により増加する株式数	1,743,250株
株式分割後の発行済株式総数	1,835,000株
株式分割後の発行可能株式総数	7,340,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成29年6月1日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出されており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

【注記事項】

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日)
貸倒引当金繰入額	55千円
回収手数料	105,472
給料及び手当	99,881
役員報酬	35,700

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日)
現金及び預金勘定	867,286千円
現金及び現金同等物	867,286

(株主資本等関係)

当第2四半期連結累計期間(自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自平成29年2月1日至平成29年7月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント	その他事業(注)	合計
	プラットフォーム事業		
売上高			
外部顧客への売上高	1,187,632	3,857	1,191,489
セグメント間の内部売上高 又は振替高	360	—	360
計	1,187,992	3,857	1,191,849
セグメント利益又は損失(△)	140,522	△2,335	138,187

(注)「その他事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、子会社における旅行・ツアー事業等であります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	140,522
その他	△2,335
セグメント間取引消去	1,200
四半期連結損益計算書の営業利益	139,387

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年2月1日 至平成29年7月31日)
1株当たり四半期純利益金額	63円15銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	115,881
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	115,881
普通株式の期中平均株式数(株)	1,835,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、平成29年6月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年1月31日)	当事業年度 (平成29年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	375,986	626,780
売掛金	212,895	309,658
商品	4,173	5,420
前渡金	—	10,505
前払費用	67,018	149,195
その他	3,926	26,495
貸倒引当金	△816	△1,378
流動資産合計	663,182	1,126,676
固定資産		
有形固定資産		
建物	750	750
減価償却累計額	△481	△571
建物（純額）	269	179
工具、器具及び備品	8,677	11,985
減価償却累計額	△8,077	△9,608
工具、器具及び備品（純額）	600	2,377
有形固定資産合計	869	2,556
無形固定資産		
ソフトウェア	22,458	29,740
その他	691	—
無形固定資産合計	23,149	29,740
投資その他の資産		
投資有価証券	—	30,000
関係会社株式	5,500	5,500
関係会社長期貸付金	—	16,666
敷金及び保証金	15,892	14,914
その他	1,163	—
貸倒引当金	△581	△96
投資その他の資産合計	21,974	66,984
固定資産合計	45,993	99,281
資産合計	709,176	1,225,958

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年1月31日)	当事業年度 (平成29年1月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	184,163	283,124
未払金	16,299	11,623
未払費用	9,867	10,154
未払法人税等	792	19,109
前受金	40,793	31,071
預り金	229,435	396,222
前受収益	80,102	185,589
その他	2,237	28,117
流動負債合計	563,693	965,013
負債合計	563,693	965,013
純資産の部		
株主資本		
資本金	200,000	200,000
資本剰余金		
資本準備金	174,000	174,000
資本剰余金合計	174,000	174,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△228,516	△113,055
利益剰余金合計	△228,516	△113,055
株主資本合計	145,483	260,944
純資産合計	145,483	260,944
負債純資産合計	709,176	1,225,958

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)	当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
売上高	1,129,642	1,710,510
売上原価	759,028	1,049,754
売上総利益	370,613	660,756
販売費及び一般管理費	※1 480,737	※1 521,250
営業利益又は営業損失(△)	△110,124	139,505
営業外収益		
受取利息	69	33
有価証券売却益	601	—
業務受託料	※2 250	※2 4,803
その他	53	360
営業外収益合計	974	5,197
営業外費用		
支払利息	13	—
為替差損	210	262
その他	1	—
営業外費用合計	226	262
経常利益又は経常損失(△)	△109,376	144,441
特別損失		
減損損失	13,945	—
商品廃棄損	27,565	—
関係会社株式評価損	—	13,100
特別損失合計	41,511	13,100
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△150,887	131,341
法人税、住民税及び事業税	530	15,879
当期純利益又は当期純損失(△)	△151,417	115,461

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成27年 2月 1日 至 平成28年 1月31日)		当事業年度 (自 平成28年 2月 1日 至 平成29年 1月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
I 労務費	※1	39,804	5.6	44,936	4.2	
II ロイヤリティ		432,871	61.0	739,729	69.5	
III 経費		237,243	33.4	279,933	26.3	
当期総製造費用		709,919	100.0	1,064,599	100.0	
期首商品たな卸高		338		4,173		
当期商品仕入高		68,148		4,934		
合計		778,407		1,073,706		
期末商品たな卸高		4,173		5,420		
他勘定振替高		※2	54,818		18,531	
たな卸資産評価損		※3	39,612		—	
売上原価		759,028		1,049,754		

原価計算の方法

原価計算の方法は、プロジェクト別個別原価計算であります。

(注) ※1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成27年 2月 1日 至 平成28年 1月31日)	当事業年度 (自 平成28年 2月 1日 至 平成29年 1月31日)
サーバ費用 (千円)	47,323	48,939
業務委託費 (千円)	124,041	193,324
外注加工費 (千円)	12,287	12,141

※2. 他勘定振替高の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成27年 2月 1日 至 平成28年 1月31日)	当事業年度 (自 平成28年 2月 1日 至 平成29年 1月31日)
ソフトウェア (千円)	26,943	18,531
見本品費 (千円)	761	—
商品廃棄損 (千円)	27,113	—

※3. たな卸資産の収益性の低下に伴う評価損であります。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	200,000	174,000	174,000	△77,099	△77,099	296,900	296,900
当期変動額							
当期純損失（△）				△151,417	△151,417	△151,417	△151,417
当期変動額合計	—	—	—	△151,417	△151,417	△151,417	△151,417
当期末残高	200,000	174,000	174,000	△228,516	△228,516	145,483	145,483

当事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	200,000	174,000	174,000	△228,516	△228,516	145,483	145,483
当期変動額							
当期純利益				115,461	115,461	115,461	115,461
当期変動額合計	—	—	—	115,461	115,461	115,461	115,461
当期末残高	200,000	174,000	174,000	△113,055	△113,055	260,944	260,944

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6年
工具、器具及び備品	3～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づいております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年

工具、器具及び備品 3～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成28年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (平成29年1月31日)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度23%、当事業年度30%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度77%、当事業年度70%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)	当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
減価償却費	2,832千円	3,184千円
回収手数料	104,410	147,494
給料及び手当	183,787	167,591
役員報酬	55,916	64,300
貸倒引当金繰入額	△1,406	531

※2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)	当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
関係会社からの業務受託料	250千円	4,803千円

(有価証券関係)

前事業年度（平成28年1月31日）

子会社株式（貸借対照表価額は5,500千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成29年1月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表価額は子会社株式5,500千円、関連会社株式0千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

また、当事業年度において、有価証券について13,100千円（関連会社株式）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には原則として減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(税効果会計関係)

前事業年度（平成28年1月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年1月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	262千円
貸倒損失	4,836
減価償却超過額	2,549
減損損失	4,523
繰越欠損金	76,507
繰延税金資産小計	88,680
評価性引当額	△88,680
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産の純額	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に国会で成立し、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成28年2月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.1%に、平成29年2月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.3%となります。

なお、当該変更による影響はありません。

当事業年度（平成29年1月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年1月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	1,803千円
貸倒損失	4,020
減価償却超過額	3,664
貸倒引当金	164
繰越欠損金	47,578
繰延税金資産小計	57,231
評価性引当額	△57,231
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産の純額	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成29年1月31日)
法定実効税率	33.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8
住民税均等割	0.4
評価性引当額の増減額	△20.8
税率変更に伴う繰延税金資産の減額修正	△3.1
その他	1.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.1

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.3%から平成29年2月1日に開始する事業年度及び平成30年2月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成31年2月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

なお、当該変更による影響はありません。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

(株式分割及び定款の一部変更)

当社は、平成29年4月28日開催の取締役会決議に基づき、平成29年6月1日付をもって株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を行っております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成29年5月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき20株の割合をもって分割しております。

(2) 分割による増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	91,750株
今回の分割により増加する株式数	1,743,250株
株式分割後の発行済株式総数	1,835,000株
株式分割後の発行可能株式総数	7,340,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成29年6月1日

(4) 1株当たり情報に与える影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりです。

前事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)

	当事業年度 (自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日)
1株当たり純資産額	79.28円
1株当たり当期純損失金額 (△)	△82.52円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

	当事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)
1株当たり純資産額	142.20円
1株当たり当期純利益金額	62.92円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
		2501株	750	30,000
計			750	30,000

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	—	—	—	750	571	89	179
工具、器具及び備品	—	—	—	11,985	9,608	1,531	2,377
有形固定資産計	—	—	—	12,736	10,179	1,620	2,556
無形固定資産							
ソフトウェア	36,363	19,223	2,583	53,002	23,262	11,941	29,740
その他	691	18,531	19,223	—	—	—	—
無形固定資産計	37,054	37,754	21,806	53,002	23,262	11,941	29,740

(注) 1. 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	増加額 (千円)	自社利用ソフトウェア (プラットフォーム基幹システム)	17,237
	減少額 (千円)	自社利用ソフトウェア (一部サービス基幹システム)	2,583

2. 有形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,398	1,475	455	943	1,475

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額及び貸倒懸念債権の回収に伴う減少額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年2月1日から翌年1月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年1月31日 毎年7月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1. 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 無料 —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1. 無料（注）2.
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行います。 但し、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://skiyaki.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は上場会社ではないため、金融商品取引法第24条の7第1項の適用はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年4月30日	飯田 祐基	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	戸崎 勝弘	東京都目黒区	特別利害関係者等(当社の取締役)	1,500	1,875,000 (1,250) (注) 4, 5	経営参画への意識向上のため
平成29年3月31日	宮瀬 卓也	東京都渋谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役社長)	株式会社 Ararik 代表取締役 宮瀬 卓也	東京都渋谷区代官山町17番1号	特別利害関係者等(株主上位10名及び役員等により総株主の過半数が所有されている会社)	11,500	32,707,035 (2,844.09) (注) 4, 5	資産管理会社へ移動のため
平成29年5月18日	石野 晋弥	東京都目黒区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社 portas 代表取締役 石野 晋弥	東京都目黒区東山三丁目1番4-301号	特別利害関係株主等(大株主上位10名)	1,700	4,834,953 (2,844.09) (注) 4, 5	資産管理会社へ移動のため

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成27年2月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格の算定方式は次のとおりであります。
- DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式それぞれにより算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 当該移動により、特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。
6. 平成29年4月28日開催の取締役会決議により、平成29年6月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	平成27年6月11日	平成27年10月16日	平成27年10月16日
種類	第5回新株予約権 (A) (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (A) (第2次) (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (B) (第2次) (ストック・オプション)
発行数	普通株式 2,260株	普通株式 50株	普通株式 30株
発行価格	7,000円 (注) 3.	7,000円 (注) 3.	7,000円 (注) 3.
資本組入額	3,500円	3,500円	3,500円
発行価額の総額	15,820,000円	350,000円	210,000円
資本組入額の総額	7,910,000円	175,000円	105,000円
発行方法	平成27年6月11日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成27年10月15日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成27年10月15日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2.	(注) 2.	(注) 2.

項目	新株予約権④	新株予約権⑤	新株予約権⑥
発行年月日	平成28年4月15日	平成29年1月30日	平成29年1月30日
種類	第5回新株予約権 (B) (第3次) (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (A) (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (B) (ストック・オプション)
発行数	普通株式 30株	普通株式 600株	普通株式 200株
発行価格	7,000円 (注) 3.	12,300円 (注) 3.	12,300円 (注) 3.
資本組入額	3,500円	6,150円	6,150円
発行価額の総額	210,000円	7,380,000円	2,460,000円
資本組入額の総額	105,000円	3,690,000円	1,230,000円
発行方法	平成28年4月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成29年1月27日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成29年1月27日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2.	(注) 2.	(注) 2.

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所

からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとします。
 - (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成29年1月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 発行価格は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 4. 第5回新株予約権(A)については、退職等により従業員12名380株分の権利が喪失しております。
 5. 平成29年4月28日開催の取締役会決議により、平成29年6月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。
 6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	7,000円	7,000円	7,000円
行使請求期間	平成29年6月12日から 平成37年6月11日まで	平成29年10月16日から 平成37年10月15日まで	同左
行使の条件	<p>権利者は、当社の株式が日本国内外の金融商品取引所に上場された日から1年を経過する日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合はこの限りではない。</p> <p>また、権利行使時において、以下の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合はこの限りではない。</p> <p>①当社及び当社子会社の役員又は従業員たる地位 ②当社取締役会において社外協力者として認定された地位</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「第5回新株予約権割当契約(A)」で定めるところによる。</p>	<p>権利者は、当社の株式が日本国内外の金融商品取引所に上場された日から1年を経過する日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合はこの限りではない。</p> <p>また、権利行使時において、以下の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合はこの限りではない。</p> <p>①当社及び当社子会社の役員又は従業員たる地位 ②当社取締役会において社外協力者として認定された地位</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「第5回新株予約権割当契約(A)(第2次)」で定めるところによる。</p>	<p>権利者は、当社の株式が日本国内外の金融商品取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合はこの限りではない。</p> <p>また、権利行使時において、以下の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合はこの限りではない。</p> <p>①当社及び当社子会社の役員又は従業員たる地位 ②当社取締役会において社外協力者として認定された地位</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「第5回新株予約権割当契約(B)(第3次)」で定めるところによる。</p>
譲渡に関する事項	新株予約権について、譲渡、質入れその他の一切の処分をすることができないものとする。	同左	同左

項目	新株予約権④	新株予約権⑤	新株予約権⑥
行使時の払込金額	7,000円	12,300円	12,300円
行使請求期間	平成30年4月15日から 平成38年4月14日まで	平成31年1月31日から 平成38年12月30日まで	平成31年1月31日から 平成38年12月30日まで
行使の条件	<p>権利者は、当社の株式が日本国内外の金融商品取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合はこの限りではない。</p> <p>また、権利行使時において、以下の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合はこの限りではない。</p> <p>①当社及び当社子会社の役員又は従業員たる地位 ②当社取締役会において社外協力者として認定された地位</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「第5回新株予約権割当契約(B)(第3次)」で定めるところによる。</p>	<p>権利者は、当社の株式が日本国内外の金融商品取引所に上場された日から1年を経過する日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合はこの限りではない。</p> <p>また、権利行使時において、以下の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合はこの限りではない。</p> <p>①当社及び当社子会社の役員又は従業員たる地位 ②当社取締役会において社外協力者として認定された地位</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「第6回新株予約権割当契約(A)」で定めるところによる。</p>	<p>権利者は、当社の株式が日本国内外の金融商品取引所に上場された日から1年を経過する日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合はこの限りではない。</p> <p>また、権利行使時において、以下の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合はこの限りではない。</p> <p>①当社及び当社子会社の役員又は従業員たる地位 ②当社取締役会において社外協力者として認定された地位 その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「第6回新株予約権割当契約(B)」で定めるところによる。</p>
譲渡に関する事項	新株予約権について、譲渡、質入れその他の一切の処分をすることができないものとする。	同左	同左

2【取得者の概況】

第5回新株予約権(A)(ストック・オプション) 平成27年6月11日の取締役会決議

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
宮瀬 卓也	東京都渋谷区	会社役員	1,000	7,000,000 (7,000)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役)
酒井 真也	東京都渋谷区	会社役員	330	2,310,000 (7,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
豊田 洋輔	東京都千代田区	会社役員	200	1,400,000 (7,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
田中 浩彦	東京都渋谷区	会社員	130	910,000 (7,000)	当社の従業員
呉島 孟倉	神奈川県川崎市麻生区	会社員	100	700,000 (7,000)	当社の従業員
市川 なつみ	東京都渋谷区	会社員	10	70,000 (7,000)	当社の従業員
安本 堯弘	東京都世田谷区	会社員	10	70,000 (7,000)	当社の従業員
赤石 知基	東京都西東京市	会社員	10	70,000 (7,000)	当社の従業員
栗山 貴英	東京都世田谷区	会社員	10	70,000 (7,000)	当社の従業員
月田 小百合	神奈川県横浜市港北区	会社員	10	70,000 (7,000)	当社の従業員
志賀 桃香	東京都杉並区	会社員	10	70,000 (7,000)	当社の従業員
チェン ウィンフォン	神奈川県川崎市高津区	会社員	10	70,000 (7,000)	当社の従業員
丹羽 明日香	神奈川県川崎市多摩区	会社員	10	70,000 (7,000)	当社の従業員
三好 竜太	東京都港区	会社員	10	70,000 (7,000)	当社の従業員
庄司 有希	東京都目黒区	会社員	10	70,000 (7,000)	当社の従業員
山田 悦子	東京都渋谷区	会社員	10	70,000 (7,000)	当社の従業員
川崎 実紀	東京都世田谷区	会社員	10	70,000 (7,000)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 呉島 孟倉は、平成28年4月28日付で当社取締役に選任されております。

3. 平成29年4月28日開催の取締役会決議により、平成29年6月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は当該株式分割前の割当株数及び価格を記載しております。

第5回新株予約権 (A) (第2次) (ストック・オプション) 平成27年10月15日の取締役会決議

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
竹川 記央	千葉県松戸市	会社員	50	350,000 (7,000)	当社の従業員

(注) 平成29年4月28日開催の取締役会決議により、平成29年6月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は当該株式分割前の割当株数及び価格を記載しております。

第5回新株予約権 (B) (第2次) (ストック・オプション) 平成27年10月15日の取締役会決議

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
栗田 秀一	東京都目黒区	会社役員	30	210,000 (7,000)	社外協力者

(注) 平成29年4月28日開催の取締役会決議により、平成29年6月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は当該株式分割前の割当株数及び価格を記載しております。

第5回新株予約権 (B) (第3次) (ストック・オプション) 平成28年4月14日の取締役会決議

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
阿部 義人	神奈川県横浜市神奈川区	会社役員	30	210,000 (7,000)	社外協力者

(注) 平成29年4月28日開催の取締役会決議により、平成29年6月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は当該株式分割前の割当株数及び価格を記載しております。

第6回新株予約権（ストック・オプション） 平成29年1月27日の取締役会決議

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
呉島 孟倉	神奈川県川崎市麻生区	会社役員	300	3,690,000 (12,300)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
竹川 記央	千葉県松戸市	会社員	150	1,845,000 (12,300)	当社の従業員
李 成在	東京都港区	会社役員	100	1,230,000 (12,300)	社外協力者
土居 真也	東京都世田谷区	会社員	50	615,000 (12,300)	当社の従業員
佐藤 史敏	宮城県多賀城市	会社役員	50	615,000 (12,300)	社外協力者
佐々木 弘樹	神奈川県川崎市中原区	会社役員	50	615,000 (12,300)	社外協力者
赤石 知基	東京都西東京市	会社員	40	492,000 (12,300)	当社の従業員
矢守 翔	東京都世田谷区	会社員	5	61,500 (12,300)	当社の従業員
横山 真麻	東京都世田谷区	会社員	5	61,500 (12,300)	当社の従業員
山田 瑞基	東京都練馬区	会社員	5	61,500 (12,300)	当社の従業員
富樫 崇寛	東京都三鷹市	会社員	5	61,500 (12,300)	当社の従業員
高橋 美郷	神奈川県川崎市麻生区	会社員	5	61,500 (12,300)	当社の従業員
新谷 芳幸	東京都三鷹市	会社員	5	61,500 (12,300)	当社の従業員
鈴木 和菜	神奈川県川崎市宮前区	会社員	5	61,500 (12,300)	当社の従業員
押野 秀美	東京都渋谷区	会社員	5	61,500 (12,300)	当社の従業員
田村 兵庫	東京都世田谷区	会社員	5	61,500 (12,300)	当社の従業員
小松崎 典之	東京都渋谷区	会社員	5	61,500 (12,300)	当社の従業員
尾田 惇吾	東京都葛飾区	会社員	5	61,500 (12,300)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 平成29年4月28日開催の取締役会決議により、平成29年6月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は当該株式分割前の割当株数及び価格を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 (注) 1. 2.	大阪府大阪市北区梅田二丁目5番25号	966,000	50.21
株式会社Ararik (注) 1. 5.	東京都渋谷区代官山町17番1号	230,000	11.95
株式会社アミューズ (注) 1.	東京都渋谷区桜丘町20番1号	140,000	7.28
松嶋 良治 (注) 1.	東京都渋谷区	114,000	5.93
宮瀬 卓也 (注) 1. 3.	東京都渋谷区	110,000 (20,000)	5.72 (1.04)
株式会社ビーイング (注) 1.	東京都港区六本木五丁目2番2号	75,000	3.90
木村 敏彦 (注) 1.	東京都港区	40,000	2.08
株式会社portas (注) 1.	東京都目黒区東山三丁目1番4-301号	34,000	1.77
豊田 洋輔 (注) 1. 7.	東京都千代田区	34,000 (4,000)	1.77 (0.21)
戸崎 勝弘 (注) 1. 4.	東京都目黒区	30,600 (600)	1.59 (0.03)
那須 淳 (注) 6.	東京都渋谷区	20,000	1.04
合同会社ワイズパートナーズ	東京都世田谷区喜多見四丁目28番13号	20,000	1.04
在國寺 穂 (注) 6.	東京都目黒区	14,000	0.73
栗山 丈史 (注) 6.	神奈川県相模原市中央区	14,000	0.73
小澤 芳久 (注) 6.	東京都目黒区	12,000	0.62
酒井 真也 (注) 4.	東京都渋谷区	8,000 (8,000)	0.42 (0.42)
呉島 孟倉 (注) 4.	神奈川県川崎市麻生区	8,000 (8,000)	0.42 (0.42)
石野 晋弥 (注) 6.	東京都目黒区	6,000	0.31
内海 淳 (注) 7.	東京都世田谷区	4,000 (4,000)	0.21 (0.21)
三部 博之 (注) 6.	東京都目黒区	4,000 (4,000)	0.21 (0.21)
人見 邦彦 (注) 6.	東京都調布市	4,000 (4,000)	0.21 (0.21)
田中 浩彦 (注) 6.	東京都渋谷区	4,000 (4,000)	0.21 (0.21)
竹川 記央 (注) 6.	千葉県松戸市	4,000 (4,000)	0.21 (0.21)
居村 禎信 (注) 6.	東京都八王子市	2,200 (2,200)	0.11 (0.11)
伊藤 和久 (注) 6.	東京都渋谷区	2,000 (2,000)	0.10 (0.10)
平栗 茂 (注) 6.	東京都豊島区	2,000 (2,000)	0.10 (0.10)
坂上 高之 (注) 6.	東京都世田谷区	2,000 (2,000)	0.10 (0.10)
樋口 美奈子 (注) 6.	神奈川県川崎市多摩区	2,000 (2,000)	0.10 (0.10)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
桐ヶ谷 龍 (注) 6.	東京都世田谷区	2,000 (2,000)	0.10 (0.10)
亀田 野笛 (注) 6.	埼玉県朝霞市	2,000 (2,000)	0.10 (0.10)
李 成在 (注) 8.	東京都港区	2,000 (2,000)	0.10 (0.10)
赤石 知基 (注) 6.	東京都西東京市	1,000 (1,000)	0.05 (0.05)
土居 真也 (注) 6.	東京都世田谷区	1,000 (1,000)	0.05 (0.05)
佐藤 史敏 (注) 8.	宮城県多賀城市	1,000 (1,000)	0.05 (0.05)
佐々木 弘樹 (注) 8.	神奈川県川崎市中原区	1,000 (1,000)	0.05 (0.05)
阿部 草介 (注) 6.	東京都杉並区	600 (600)	0.03 (0.03)
後藤 達徳 (注) 6.	東京都世田谷区	600 (600)	0.03 (0.03)
塩塚 学 (注) 6.	東京都墨田区	600 (600)	0.03 (0.03)
井ノ口 泰寛 (注) 6.	東京都杉並区	600 (600)	0.03 (0.03)
新井 智香子 (注) 6.	埼玉県川越市	600 (600)	0.03 (0.03)
巖 剛 (注) 8.	東京都目黒区	600 (600)	0.03 (0.03)
栗田 秀一 (注) 8.	神奈川県川崎市中原区	600 (600)	0.03 (0.03)
阿部 義人 (注) 8.	神奈川県横浜市神奈川区	600 (600)	0.03 (0.03)
市川 なつみ (注) 6.	東京都渋谷区	200 (200)	0.01 (0.01)
安本 堯弘 (注) 6.	東京都世田谷区	200 (200)	0.01 (0.01)
栗山 貴英 (注) 6.	東京都世田谷区	200 (200)	0.01 (0.01)
月田 小百合 (注) 6.	神奈川県横浜市港北区	200 (200)	0.01 (0.01)
志賀 桃香 (注) 6.	東京都杉並区	200 (200)	0.01 (0.01)
チェン ウィンフォン (注) 6.	神奈川県川崎市高津区	200 (200)	0.01 (0.01)
丹羽 明日香 (注) 6.	神奈川県川崎市多摩区	200 (200)	0.01 (0.01)
三好 竜太 (注) 6.	東京都港区	200 (200)	0.01 (0.01)
庄司 有希 (注) 6.	東京都目黒区	200 (200)	0.01 (0.01)
山田 悦子 (注) 6.	東京都渋谷区	200 (200)	0.01 (0.01)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
川崎 実紀 (注) 6.	東京都世田谷区	200 (200)	0.01 (0.01)
矢守 翔 (注) 6.	東京都世田谷区	100 (100)	0.01 (0.01)
横山 真麻 (注) 6.	東京都世田谷区	100 (100)	0.01 (0.01)
山田 瑞基 (注) 6.	東京都練馬区	100 (100)	0.01 (0.01)
富樫 崇寛 (注) 6.	東京都三鷹市	100 (100)	0.01 (0.01)
高橋 美郷 (注) 6.	神奈川県川崎市麻生区	100 (100)	0.01 (0.01)
新谷 芳幸 (注) 6.	東京都三鷹市	100 (100)	0.01 (0.01)
鈴木 和菜 (注) 6.	神奈川県川崎市宮前区	100 (100)	0.01 (0.01)
押野 秀美 (注) 9.	東京都渋谷区	100 (100)	0.01 (0.01)
田村 兵庫 (注) 6.	東京都世田谷区	100 (100)	0.01 (0.01)
小松崎 典之 (注) 6.	東京都渋谷区	100 (100)	0.01 (0.01)
尾田 惇吾 (注) 6.	東京都葛飾区	100 (100)	0.01 (0.01)
計	—	1,923,900 (88,900)	100.00 (4.62)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
2. 特別利害関係者等 (当社の親会社)
3. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
4. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
5. 特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
6. 当社の従業員
7. 特別利害関係者等 (当社の監査等委員である取締役)
8. 当社の社外協力者
9. 当社の関連会社の取締役
10. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
11. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
12. 宮瀬卓也は、株式会社Ararikへの平成29年3月31日付での株式譲渡により、本書提出日現在、主要株主ではなくなりました。また、当該移動により株式会社Ararikが新たに主要株主となっております。

平成29年9月13日

株式会社S K I Y A K I

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀬戸 卓 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三井 勇治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社S K I Y A K Iの平成27年2月1日から平成28年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社S K I Y A K I及び連結子会社の平成28年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成29年9月13日

株式会社SK I Y A K I

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀬戸 卓	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三井 勇治	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	末村 あおぎ	印
--------------------	-------	--------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社SK I Y A K Iの平成28年2月1日から平成29年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SK I Y A K I及び連結子会社の平成29年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成29年9月13日

株式会社SKIYAKI

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀬戸 卓 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 末村 あおぎ 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社SKIYAKIの平成29年2月1日から平成30年1月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成29年5月1日から平成29年7月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年2月1日から平成29年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社SKIYAKI及び連結子会社の平成29年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

平成29年9月13日

株式会社SKIYAKI

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀬戸 卓 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三井 勇治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社SKIYAKIの平成27年2月1日から平成28年1月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SKIYAKIの平成28年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成29年9月13日

株式会社SKIYAKI

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀬戸 卓	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三井 勇治	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	末村 あおぎ	印
--------------------	-------	--------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社SKIYAKIの平成28年2月1日から平成29年1月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SKIYAKIの平成29年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

